抜粋資料

資料１５

平 成 ３ １ 年 度

道 路 関 係 予 算 概 要

平 成 ３ １ 年 １ 月

国 土 交 通 省 道 路 局

国 土 交 通 省 都 市 局

Ⅰ 基本方針

平成31年度予算においては、東日本大震災や近年相次ぐ大規模自然災害による「被災地の復旧・復興」、「国民の安全・安心の確保」、「力強く持続的な経済成長の実現」及び「豊かな暮らしの礎となる地域づくり」の4分野に重点化し、施策効果の早期実現を図る。

被災地の復旧・復興（P11～12）

東日本大震災という未曾有の大災害を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの復興・創生期間における新たな枠組みに基づき、復興道路・復興支援道路等の緊急整備等により被災地域の早期復旧・復興に全力で取り組むとともに、近年相次ぐ大自然災害による被災地の復旧・復興を図るため、被災した道路の災害復旧の加速や復興を支援する道路の整備を推進する

国民の安全･安心の確保（P13～26）

国民の命と暮らしを守るため、老朽化が進む道路施設について、着実な点検・措置等を適切に推進するとともに、道路の防災・震災対策や雪害対策、代替性の確保のための道路ネットワークの整備、無電柱化等を推進する。また、生活道路・通学路や踏切、自転車の安全対策とともに、高速道路における安全性・信頼性の向上に資する取組を推進する

力強く持続的な経済成長の実現（P27～39）

経済の好循環を拡大し、また、平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、三大都市圏環状道路等の整備・機能強化や、高速道路のIC、空港・港湾・鉄道駅などの主要拠点へのアクセスの強化等を推進するとともに、今ある道路の運用改善や小規模な改良等のネットワークを賢く使う取組を推進するなど、社会全体の生産性向上につながる政策を計画的に実施する

豊かな暮らしの礎となる地域づくり（P40～47）

地方の成長を促し、少子高齢化の制約を克服するため、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方に基づき、「道の駅」やスマートIC等の活用による拠点の形成及び道路ネットワークによる地域や拠点間の連携確保を推進する

これらの課題に対応した施策を進めるにあたっては、以下の観点に留意し取り組む。

・生産性の向上や安全・安心を含めた生活の質の向上等の「ストック効果の重視」
・道路の機能を最大限発揮するため「賢く使う」
・ＩＣＴやビッグデータ等を活用した「賢い投資」

また、コストの徹底した縮減や事業のスピードアップのためのマネジメント強化、新技術の活用などイノベーションの社会実装を進めるとともに、既存ストックの有効活用やオープン化（道路空間・データ等）の推進に積極的に取り組む。

あわせて、重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ、「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、2020年度までの３年間で集中的に実施する。

Ⅱ　決定概要

1　予算総括表

（単位：億円）

事項	事業費	対前年度比	国費	対前年度比
直轄事業	15,718	1.01	15,718	1.01
改築その他	10,728	1.00	10,728	1.00
維持修繕	3,811	1.04	3,811	1.04
諸費等	1,179	1.02	1,179	1.02
補助事業	3,445	2.11	1,965	2.02
地域高規格道路、IC等アクセス道路その他	1,995	1.47	1,106	1.46
大規模修繕・更新	380	3.23	213	3.29
除雪	162	1.04	108	1.04
連続立体交差事業	909	皆増	490	皆増
補助率差額	―	―	48	0.97
有料道路事業等	24,879	1.02	175	1.24
小計　（①）	44,043	1.06	17,858	1.07
防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）	544	皆増	290	皆増
社会資本整備総合交付金（交通拠点連携集中支援事業（国債義務額等））	43	―	26	―
合計	44,630	1.05	18,173	1.05
（臨時・特別の措置を含む場合）				
防災・減災、国土強靱化のための緊急対策　（②）	1,489	皆増	1,489	皆増
小計　（①+②）	45,532	1.09	19,346	1.16

[参考]公共事業関係費（国費）　通常分(A)：60,596億円（対前年度比1.01）、臨時・特別の措置(B)：8,503億円（皆増）　計(A+B) 69,099億円（対前年度比1.16）

※補助事業 国費1,965億円には、個別補助制度創設等に伴う社会資本整備総合交付金からの移行分 国費970億円を含む。
　含まない場合、補助事業 国費995億円[対前年度比1.02]である。

※この他に、防災・安全交付金（国費13,173億円[対前年度比1.18]（臨時・特別の措置を除く場合 国費10,406億円[対前年度比0.94]））、社会資本整備総合交付金（国費8,713億円[対前年度比0.98]（臨時・特別の措置を除く場合 国費8,364億円[対前年度比0.94]））があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。上記には、防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）及び社会資本整備総合交付金（交通拠点連携集中支援事業（国債義務額等））を含む。

※この他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業（国費1,744億円[対前年度比0.83]）がある。 また、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として社会資本整備総合交付金（国費1,226億円[対前年度比1.28]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。

注1. 上記の他に、行政部費（国費9億円）がある。
注2. 直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金（3,093億円（臨時・特別の措置を除く場合 2,957億円））を含む。
注3. 四捨五入の関係で、各計数の和が一致しないところがある。

２ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（臨時・特別の措置:国費1,489億円） ※社会資本整備総合交付金は除く

重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から、法面・盛土対策や無電柱化など、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、2020年度までの３年間で集中的に実施します。

（参考）防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策（対策項目）

①法面・盛土　②冠水　③越波・津波　④耐震　⑤踏切　⑥停電・節電　⑦豪雪　⑧無電柱化

３ 地方への重点的支援について

地方公共団体からの要望を踏まえ、地方の課題解決のため、補助事業や交付金事業を適切に組み合わせ、重点的に支援します。

①補助事業による支援

複数年にわたり計画的かつ集中的な投資が必要となる地域高規格道路の整備、大規模修繕・更新、ICへのアクセス道路の整備等に対する個別箇所毎の支援に加え、個別補助制度の創設・拡充を行い重点的に支援を実施します。

○ 大規模修繕・更新補助制度の対象事業の要件緩和
○ 空港・港湾等のアクセス道路整備等の個別補助制度の創設
○ 連続立体交差事業の個別補助制度の創設

個別補助化制度の創設・拡充に伴う補助事業費の増額（H30:974億円　⇒　H31:1,965億円[2.02]）

②防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）による支援

無電柱化推進計画（2018～2020年度）の進捗を図るため、「無電柱化推進計画支援事業」を新たに創設し、地方公共団体による無電柱化の整備を計画的かつ重点的に支援します。

③交付金による支援（重点配分対象事業）（P9,10参照）

＜防災・安全交付金による支援＞
・道路施設の適確な老朽化・地震対策
・通学路等の生活空間における交通安全対策

＜社会資本整備総合交付金による支援＞
・ストック効果を高めるアクセス道路の整備
・重点「道の駅」や道の駅における子育て応援に係る機能強化

４ 道路施設の着実な老朽化対策の実施について

○点検実施状況について

道路施設の定期点検は、開始から４年が経過した2017年度末の実施状況で、橋梁において、80％と着実に進捗しています。

○修繕の着実な実施に向けた支援

地方公共団体においては、2014～2016年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべきもの（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の修繕に着手した割合は約12％（2018年３月末時点）となっており、老朽化の進行により橋梁の通行規制等を増加させないために、早期に修繕に着手することが重要です。

メンテナンスを着実に実施するため、地方公共団体に対して、交付金を重点配分するとともに、補助事業については、大規模修繕・更新補助制度の対象事業を拡充するほか、地方単独事業についても地方財政措置（公共施設等適正管理推進事業債）の対象事業に一定規模以下の橋梁修繕を新たに加えるなど、財政的支援を行います。

また、市町村の多くで橋梁管理に携わる技術者がいないなどの現状を踏まえ、地方公共団体への技術的な支援を充実するとともに、新技術の導入により修繕工法を効率化し、インフラメンテナンスの生産性向上を図ります。

○点検一巡を踏まえた定期点検の見直し

新技術の活用による点検方法の効率化や、損傷や構造特性に応じた着目箇所の絞り込みなどの定期点検要領の見直しを2018年度中に行い、2019年度からの二巡目点検を実施します。

（参考１）大規模修繕・更新補助制度の対象事業の要件緩和

地方公共団体に対して、複数年にわたる集中的な支援を更に拡大するため、現行の事業要件を緩和します。

（例）市町村　修繕事業　事業費　［現行］　３億円以上　→　［見直し］　１億円以上　等

（参考２）公共施設等適正管理推進事業債の拡充

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置の対象を拡充します。（地方債充当率：90％　交付税措置率：財政力に応じて30～50％）

（対象事業）①舗装の表層に係る補修　②小規模構造物の補修・更新　③法面・斜面の小規模対策工　④橋梁の修繕（一定規模以下のもの）

※下線部分が拡充

（道路事業における防災・安全交付金の重点配分の概要）

道路施設の適確な老朽化・地震対策

○省令・告示に基づく定期点検、個別施設ごとの長寿命化計画の策定
○計画に基づく修繕・更新・撤去

⇒「定期点検」・「長寿命化計画の策定」に対して特に重点的に配分
⇒点検を計画的に実施している地方公共団体が行う
　「修繕」・「更新」・「撤去」に対して特に重点的に配分

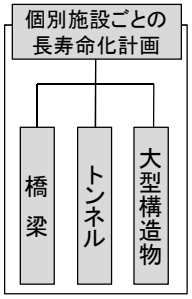

○高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の耐震化

○地震時等に著しく危険な密集市街地における道路整備

通学路等の生活空間における交通安全対策

○歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策

⇒点検等を継続的に実施している団体が行う対策に対して特に重点的に配分
⇒ビッグデータを活用した生活道路対策に対して特に重点的に配分

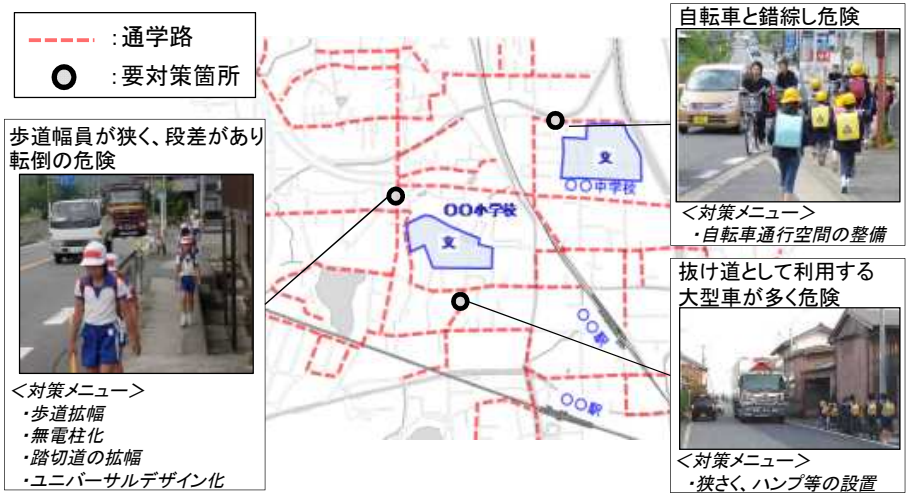

○踏切道の拡幅等の踏切における事故対策

⇒踏切道改良計画に基づく事業に対して特に重点的に配分

○鉄道との結節点における歩行空間のユニバーサルデザイン化

○地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備

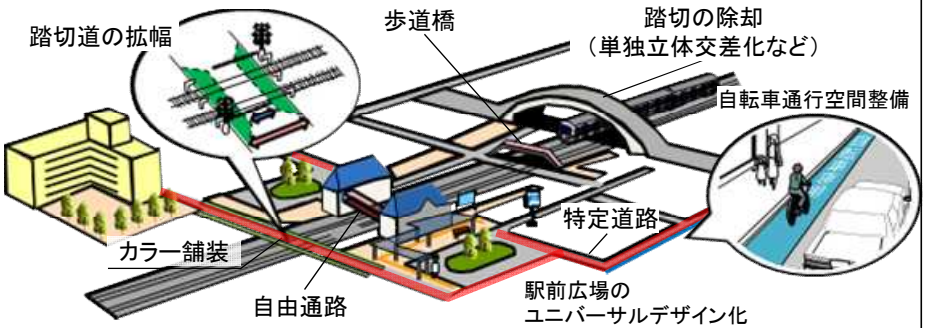

防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策の概要

決定：
平成30年12月14日

※内閣官房国土強靱化推進室発表資料を一部編集

１．基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」（平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、
・防災のための重要インフラ等の機能維持
・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持
の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、３年間で集中的に実施する。

２．取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目
○財政投融資の活用を含め、おおむね７兆円程度を目途とする事業規模（※1、※2）をもって実施。

Ⅰ．防災のための重要インフラ等の機能維持	**おおむね3.5兆円程度**
（1）大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	おおむね2.8兆円程度
（2）救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	おおむね0.5兆円程度
（3）避難行動に必要な情報等の確保	おおむね0.2兆円程度
Ⅱ．国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	**おおむね3.5兆円程度**
（1）電力等エネルギー供給の確保	おおむね0.3兆円程度
（2）食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	おおむね1.1兆円程度
（3）陸海空の交通ネットワークの確保	おおむね2.0兆円程度
（4）生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保	おおむね0.02兆円程度

（※1）
うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。
平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

（※2）
四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

３．本対策の期間と達成目標

○期間：2018年度（平成30年度）～2020年度（平成32年度）の３年間
○達成目標：防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了（概成）又は大幅に進捗させる。

防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策（道路関係）

○重要インフラの緊急点検結果等を踏まえ「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」の観点から、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、２０２０年度までの３年間で集中的に実施する。

法面・盛土

土砂災害等の危険性が高く、社会的影響が大きい箇所**約2,000箇所**について、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路拡幅などの緊急対策を概ね完了。

<法面法枠工>

<危険箇所を回避するミニバイパス>

冠　水

冠水発生の恐れのある箇所について、道路（**約1,200箇所**）及びアンダーパス部等（**約200箇所**）の排水能力向上のため排水施設の補修等の緊急対策を概ね完了。

<排水施設>

<排水ポンプ>

越波・津波

越波・津波の危険性のある**約80箇所**について、消波ブロック整備等の越波防止対策、ネットワーク整備による越波・津波に係る緊急対策を概ね完了。

<消波・根固ブロック>

<ネットワーク整備>

耐　震

耐震対策未実施の橋梁**約600箇所**※1、道の駅**約30箇所**※2について、耐震補強に係る緊急対策を概ね完了。

※１：緊急輸送道路上の橋梁の内、今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域にあり、事業実施環境が整った橋梁

※２：地域防災計画に位置づけがあり、耐震対策未実施の道の駅

<橋梁の耐震対策>

<道の駅の耐震対策>

踏　切

救急活動や人流・物流等に大きく影響を与える可能性がある踏切**約200箇所**について、長時間遮断時に優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立体交差化等の緊急対策を実施。うち、**約20箇所**において期間内に立体交差化を完了。

<単独立体交差事業>

<連続立体交差事業>

停電・節電

停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設**約1,600箇所**※1、道の駅**約80箇所**※2等について、無停電設備（発動発電機、蓄電池）の整備等の緊急対策を概ね完了。

※１：事前通行規制区間内等にある道路施設で無停電設備が未設置な箇所等

※２：地域防災計画に位置づけがあり、無停電設備が未整備な道の駅

<無停電装置>

<自家発電装置>

豪　雪

道路上での車両滞留の発生を踏まえ、大規模な車両滞留リスクのある**約700箇所**について待避場所等のスポット対策や除雪車増強の体制強化等の緊急対策を概ね完了。

<除雪機械の増強>

<チェーン着脱場>

無電柱化

既往最大風速が一定程度以上で、電柱倒壊の危険性の高い市街地の緊急輸送道路の区間（**約1万ｋｍ**）において、災害拠点へのアクセスルートで事業実施環境が整った区間**約1,000km**について、無電柱化を実施。

<電柱倒壊による道路閉塞>

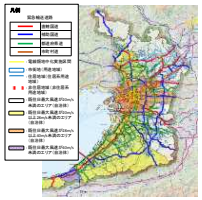
<電柱ハザードマップ>

（注）道の駅及び踏切以外の『箇所』の計上方法については、路線別に都道府県毎の区間を1箇所としています。

大規模修繕・更新補助制度の概要

資料１６

○平成27年度より、地方公共団体における大規模修繕・更新を集中的に支援するため、補助事業を創設。

○地方公共団体が進める老朽化対策に向けて、大規模修繕・更新に対する支援を実施。

対象事業

①修繕
橋脚の補強など、補修補強により性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

床版の増厚

②更新
橋脚の架替など、再施工により性能・機能の維持・回復・強化を図るもの

架替の実施

③集約化・撤去
同一路線の複数構造物の性能・機能を一部に集約するため①・②に伴い実施する構造物の撤去

橋梁の撤去

特徴

・国庫債務負担行為制度（４箇年以内）活用可能
・個別の事業毎に採択するため、課題箇所に確実に予算が充当

事業要件

・都道府県・政令市の管理する道路の場合

全体事業費	修繕	１０億円以上	→	５億円以上※
	更新	５０億円以上	→	３５億円以上※

・市区町村の管理する道路の場合

全体事業費	修繕	３億円以上	→	１億円以上※
	更新	３億円以上		

※平成３１年度より事業要件を緩和

事業の実施例（市町村管理の橋梁修繕）

全景（手前側橋梁）

ゲルバーヒンジ部　損傷

橋脚　断面欠損と鉄筋露出

完成年度	1935 （84歳）	補助化年度	H27
判定区分	Ⅲ（早期措置段階）	全体事業費	698百万円
橋長	353m		

集約化・撤去による管理施設数の削減（１）

資料１７　国土交通省

維持管理に関する負担の増加

地方公共団体が管理する橋梁延長が増加している一方で通行止め橋梁数が増加

15m以上の橋梁延長の推移
（地方公共団体管理）

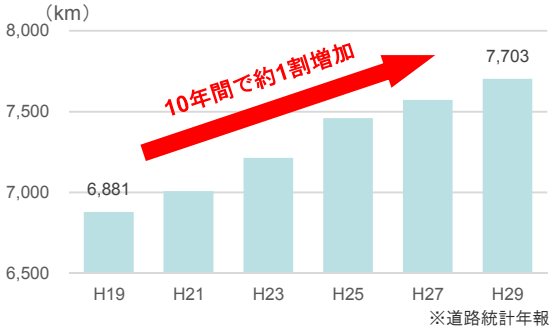

※道路統計年報

通行止め橋梁の推移
（地方公共団体管理）

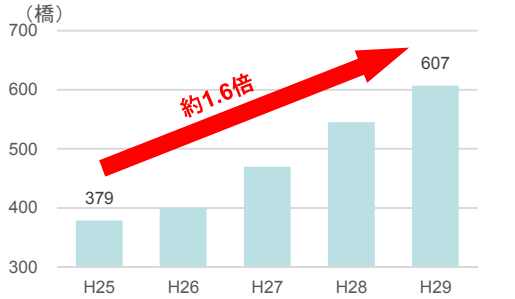

※H30.4　道路局調べ

通行止め橋梁

無名橋126（愛知県あま市）

長尾小学校前歩道橋
（兵庫県宝塚市）

道路施設の集約化・撤去

維持管理費の負担増が想定されるなか、利用状況等を踏まえ、橋梁等※の集約化・撤去を推進

※橋梁以外の道路附属物についても、必要に応じて集約化・撤去を実施

■集約化・撤去の事例①（徳島県徳島市）

車道機能を隣接橋に集約し、人道橋にリニューアル

■集約化・撤去の事例②（北海道開発局）

道路附属物の集約化（不要となった標識柱の撤去）

集約化・撤去による管理施設数の削減（２）

国土交通省

集約化・撤去に対するニーズと課題

橋などの高齢化に対し、約2割の方が「集約や撤去を進める」と回答
集約化・撤去を進めていく上で「予算確保」「事例共有」が課題

道路に関する世論調査（H28.9内閣府調査）

《設問》橋などの高齢化が今後進んでいくが、これらの橋などについて、どのように維持や修繕、更新を行うべきか

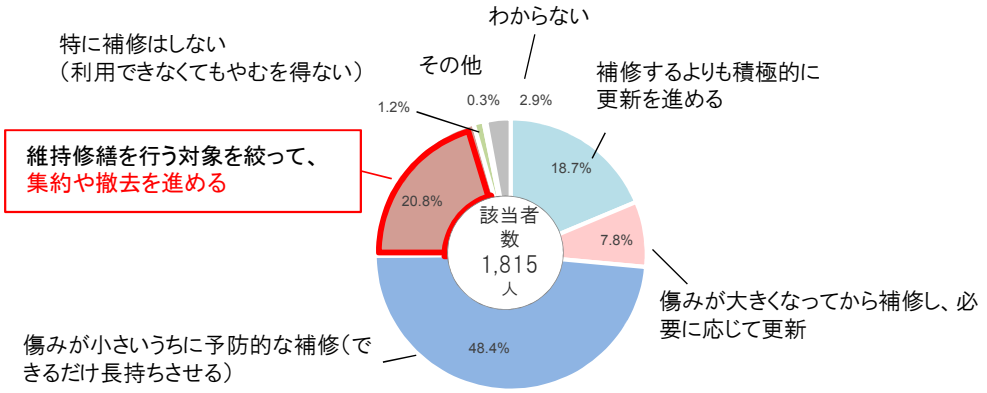

集約化・撤去に関する地方公共団体アンケート（H28.9道路局調査）

《設問》道路施設の集約化・撤去にあたってどのような課題があるか（複数回答可）

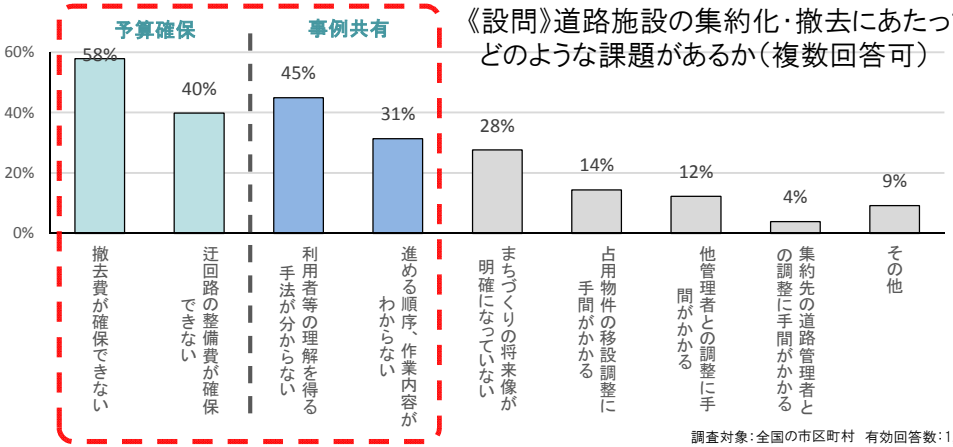

調査対象：全国の市区町村　有効回答数：1,674団体
※有効回答を得た団体にて集計　※特別区含む

課題への対応

「予算確保」として、平成29年度より補助制度を拡充
「事例共有」として、優良な取組み事例をメンテナンス会議等で紹介

■ 補助制度の拡充

大規模修繕・更新補助制度に集約化・撤去※を対象として拡充

※撤去については、集約化に伴って実施する他の構造物の撤去に限る

隣接橋に接続する道路の改良

○迂回路の「交差点改良」や「道路拡幅」を実施し、通行止めとなっている老朽橋を「撤去」

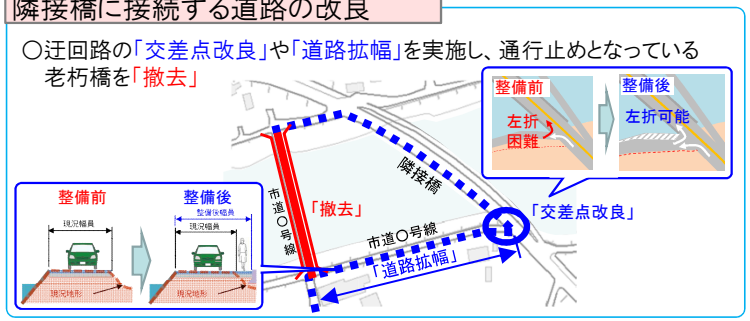

■ 事例紹介の実施

取組み事例を道路メンテナンス会議やホームページ等で紹介

事例紹介の内容
・背景と経緯、事業概要
・撤去にあたっての地域の合意形成
・協議先とその時期
・課題解決方法　など

資料１８

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 29 年 7 月 7 日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室
大臣官房官庁営繕部整備課
総合政策局公共事業企画調整課

直轄工事の約半数で新技術を活用

～平成 28 年度 公共工事等における新技術活用システムの状況～

平成28年度に新技術が活用された工事の割合は44.3%（過去3番目の高水準）となり、10 年前（平成 18 年度　約 22%）と比べ、2倍以上に増加しました。
また、活用延べ技術数も、過去最大の 18,748 件になるなど、受発注者ともに積極的に新技術を活用しています。
これら新技術の活用促進により、公共工事の生産性・施工性・安全性等の向上が期待されます。

国土交通省では、民間企業等により開発された有用な新技術の活用を促進するため「公共工事等における新技術活用システム」を運用しています。この度、平成 28 年度の新技術活用実績についてとりまとめましたので、お知らせします。

平成 28 年度も、総合評価落札方式において新技術を活用した技術提案に対して評価をするなど、新技術の活用を促進すべく、継続的な取組を行いました。
その結果、活用された延べ技術数は 18,000 技術を超え過去最大となるとともに、新技術が活用された工事の割合（※）も、4 年連続で 40%を超えるなど、積極的に新技術が活用されています。

今後も、工事の生産性・施工性・安全性の向上に大きな効果を与える新技術の活用促進に取り組んでいきます。

※新技術が活用された工事の割合：新技術を活用した工事件数を総工事件数で除したもの

＜添付資料＞
（別紙 1）平成 28 年度 新技術活用状況について
（別紙 2）公共工事等における新技術活用システム（概要）

＜問い合わせ先＞
○国土交通省大臣官房技術調査課　課長補佐　渡邉　賢一
代表：03-5253-8111（内線 22343）、直通：03-5253-8125、fax：03-5253-1536
国土交通省大臣官房公共事業調査室　主査　中村 昂雅
代表：03-5253-8111（内線 24297）、直通：03-5253-8258、fax：03-5253-1560
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課　専門官　那須　大輔
代表：03-5253-8111（内線 23514）、直通：03-5253-8238、fax：03-5253-1544
国土交通省総合政策局公共事業企画調整課　課長補佐　姫野　芳範
代表：03-5253-8111（内線 24953）、直通：03-5253-8286、fax：03-5253-1556

新技術活用状況について

別紙1

1．新技術活用状況の推移

- 新技術活用率（新技術を活用した工事件数を総工事件数で除したもの）は、平成28年度では**44.3%(過去3番目の高水準)**となり、**4年連続で40%を超えています**。
- 活用延べ新技術数は**18,748件**となり過去最大数となりました。
- 1工事あたりの活用新技術数は、**1.61技術**　となりました。

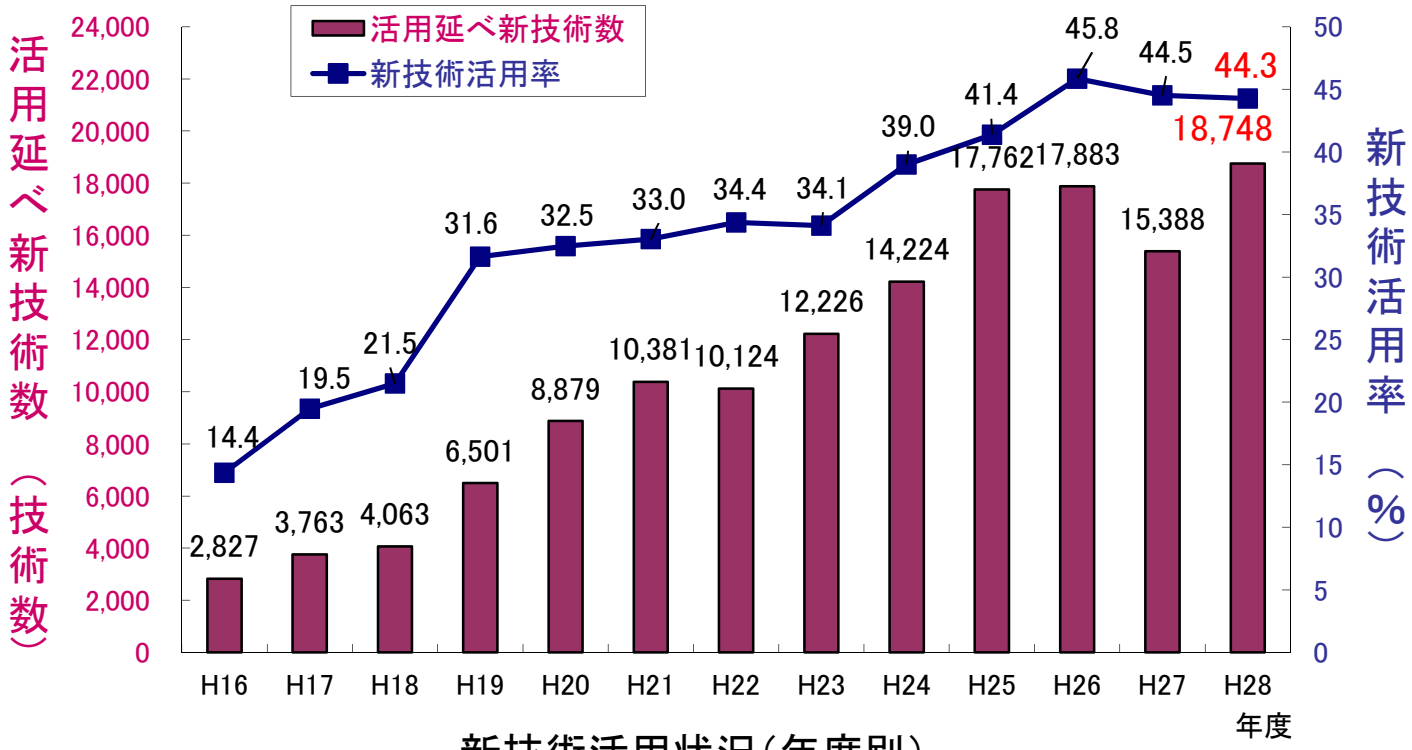

新技術活用状況（年度別）

新技術活用状況	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
①総工事件数	14,764	13,748	12,648	13,453	14,435	15,051	12,227	13,444	12,910	14,194	11,945	10,469	11,654
②新技術活用工事件数※1	2,120	2,677	2,720	4,255	4,687	4,972	4,202	4,584	5,035	5,874	5,476	4,661	5,157
③活用延べ新技術数	2,827	3,763	4,063	6,501	8,879	10,381	10,124	12,226	14,224	17,762	17,883	15,388	18,748
新技術活用率　(②/①)	**14.4%**	**19.5%**	**21.5%**	**31.6%**	**32.5%**	**33.0%**	**34.4%**	**34.1%**	**39.0%**	**41.4%**	**45.8%**	**44.5%**	**44.3%**
新技術が活用された工事における活用技術数	1.33	1.41	1.49	1.53	1.89	2.09	2.41	2.67	2.83	3.02	3.27	3.30	3.64
1工事あたりの活用新技術数（③/①）	0.19	0.27	0.32	0.48	0.62	0.69	0.83	0.91	1.10	1.25	1.50	1.47	1.61
④活用新技術数（同一技術の重複を含まない）	-	-	-	-	1,268	1,406	1,376	1,428	1,517	1,645	1,590	1,616	1,708

※1　新技術活用工事件数とは、新技術を1件以上活用した工事の件数

2. 施工者による新技術に関する提案の増加

● 新技術を施工現場で活用する方法には、大きく分けて5つの型※2があります。
これら5つの型による、延べ活用件数の年度別推移は以下のとおりです。
「施工者希望型」（入札契約の総合評価方式における技術提案、又は契約締結後に施工者からの技術提案に基づき新技術を活用する）による割合は、平成28年度では全体の92.6%を占めており、施工者が積極的に新技術を活用している状況になっています。

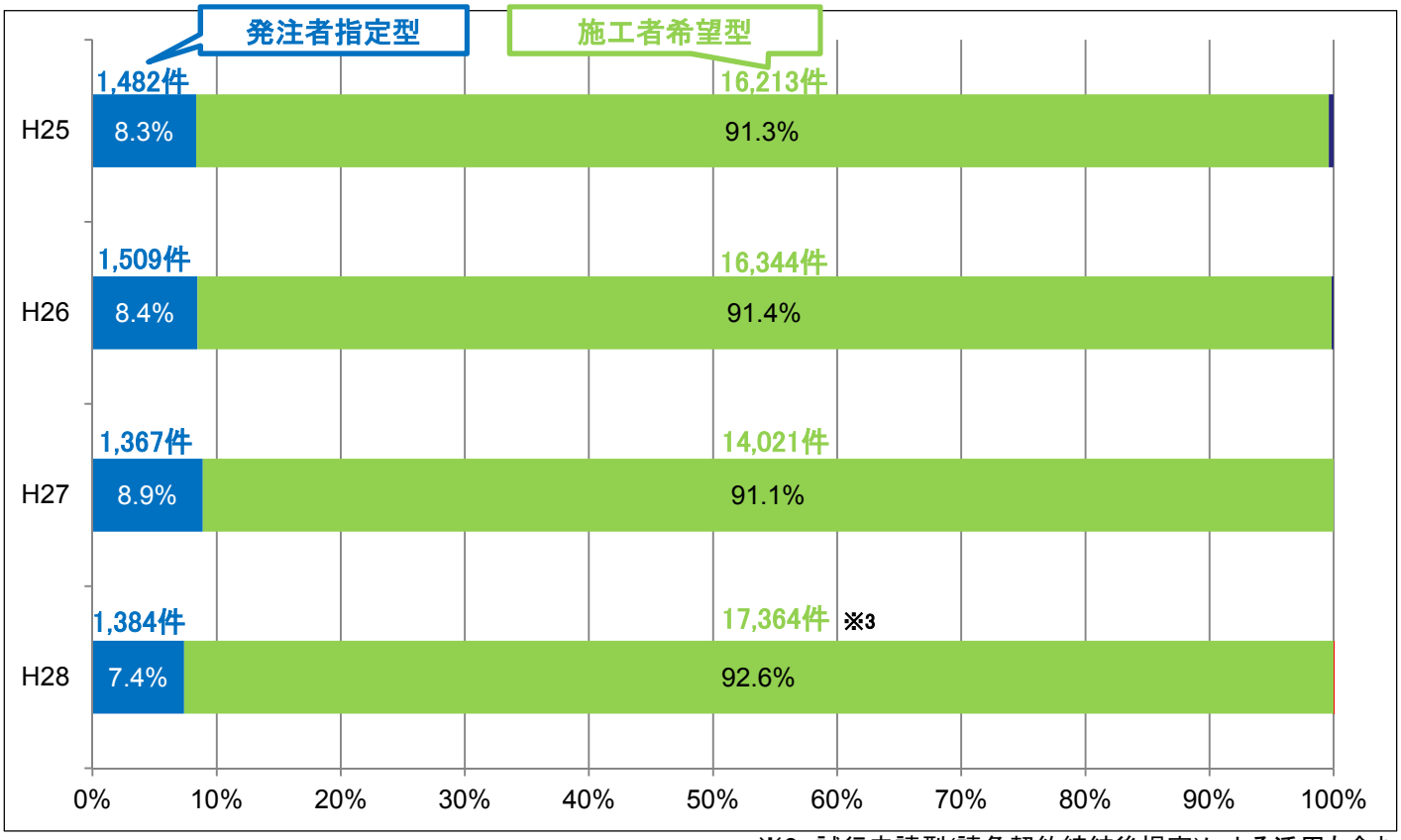

※3 試行申請型(請負契約締結後提案)による活用も含む

● 上記のように「施工者希望型」の割合が増加した要因としては、国土交通省がこれまでに行ってきた、施工者による新技術の活用を促進するための下記の取り組みの効果と考えられる。

① 入札契約の総合評価方式において、施工者が新技術に関する技術提案を行った場合に加点。
（平成17年10月以降各地方整備局で順次運用を開始）

② 施工者からの提案により、直轄工事で新技術を活用した場合に、工事成績評定で加点。
（平成18年9月より運用を開始）

※2 「公共工事等における新技術活用システム」の新技術の活用の型には、以下の5つがある。

●**施工者希望型**：入札契約の総合評価方式における技術提案又は契約締結後における施工者からの技術提案申請に基づき、施工者が新技術を活用する型。

●**発注者指定型**：直轄工事における現場ニーズ、行政ニーズにより必要となる新技術を発注者の指定により活用する型。

●**試行申請型**：事後評価未実施技術を対象に、NETIS申請者の試行申請に基づき試行を行う型。

●**フィールド提供型**：現場ニーズ等により、各地方整備局等により、各地方整備局等がNETIS申請者から新技術提案募集を行い、フィールドを提供し、活用する型。

●**テーマ設定型（技術公募）**：現場ニーズに基づき設定した技術テーマに対し、応募のあった技術を現場で活用、評価することで、新技術の現場導入及び評価の加速化に取り組む型。平成25年度において試行的に実施し、平成26年度より本格的に運用。

3．1　活用件数の多い新技術（全ての活用型を含む）

●平成28年度の活用延べ新技術数18,748件のうち、活用件数上位20位の新技術は以下のとおりです。平成28年度に最も活用件数が多かったのは、ユニット型の仮設昇降階段である「ラク2タラップ」でした。その他に活用件数が多かった新技術は、コンクリート工に関する新技術や仮設工に関する新技術などです。また、ランキングに占める技術のうち、55%の技術が有用な技術に位置づけられています。

活用件数の多い新技術（平成28年度）

順位	NETIS登録番号	技術名	副題	工種	有用な技術	建設技術審査証明の取得
1	KT-010099-VE	ラク2タラップ	ステップ一枚の傾斜角度を合わせるだけで、タラップ全体のステップが一同に、合わさる新昇降機材	仮設工	推奨技術 設計比較対象技術	
2	CB-100037-VE	軽トラック積載対応型屋外可搬式トイレユニット	車載トイレ	仮設工		
3	KT-070054-VE	ジョインテックスCT-400	洗い出し不要の打ち継ぎ処理剤	コンクリート工	活用促進技術	
4	TH-070005-VE	カプセルプリズム型高輝度路上工事用標示板(工事看板)	路上工事用標示板向けカプセルプリズム型高輝度再帰反射シート	仮設工		
5	KT-060150-VE	3次元設計データを用いた計測及び誘導システム	計測及び誘導システム	調査試験	準推奨技術	○
6	CB-080028-VE	とまるくん（普通車用)・(大型車用)	道路工事現場での車両誤進入によるもらい事故防止	道路維持修繕工		
7	CG-060005-VE	アクアマットSタイプ	コンクリート傾斜面および水平面用の湿潤養生マット	コンクリート工	活用促進技術	
8	KK-100021-VE	ソーラー式LED表示機	ソーラー充電式バッテリーによるLED文字・映像表示装置	その他		
9	KT-090046-VE	法面2号ユニバーサルユニット自在階段	ユニット型昇降設備	仮設工	推奨技術 設計比較対象技術	
10	KK-110050-VE	土木標準積算データを利用した施工管理システム[デキスパート]	工程管理、施工計画書、安全管理、CO2排出量管理、出来形管理・写真の電子納品等の施工管理業務支援	CALS関連技術		
11	HK-100017-V	間伐材を利用した木製掲示板(製造時と植林システムによるCO2削減)	製造時のCO2排出量の少ない木製品や間伐材使用製品の利用と植林システムによるCO2削減、循環型社会の構築	仮設工		
12	HK-100045-V	グレードコントロールシステム	建設機械に取り付けたセンサからの情報を組み合わせ、2D/3Dの設計データを参照しながら建設機械のコントロールやガイダンスを行い、敷均し工・法面整形工・舗装工等を行う	共通工	活用促進技術(旧)	
13	KT-140091-VE	インテリジェントマシンコントロール油圧ショベル	機体制御とICTの技術を活用したセミオート制御機能搭載油圧ショベル	土工	活用促進技術	
14	KT-100078-V	ソーラーキングシリーズ	太陽光を利用して2色のLEDを点滅させ、通行人や運転者等に警告を発するソーラー式工事灯	仮設工		
15	SK-080003-VE	コンクリートひび割れ低減用ネット「ハイパーネット60」	耐アルカリ性ガラス繊維ネットを用いたコンクリート構造物のひび割れ低減技術	コンクリート工	活用促進技術	
16	KT-060068-VE	リンクプレート	建設現場用敷鉄板堅結安全止金具	仮設工	設計比較対象技術	
16	KT-150006-VE	脂肪族系鉄筋防錆剤「サビラーズ」「ハイサビラーズ」	コンクリートとの付着を阻害しない鉄筋の防錆剤	コンクリート工	活用促進技術	
18	CG-110011-VE	後方監視カメラ搭載油圧ショベル	運転席右前方のモニタ画面で後方の安全確認ができ、ヘッドガード一体型キャブを搭載した油圧ショベル	土工		
19	KT-100110-VE	安全建設気象モバイルKIYOMASA	リアルタイム局地気象情報・警報閲覧通知システム	土工	設計比較対象技術	
20	KT-110054-VE	スパイラル型内部振動機	螺旋状の凹凸により締固め性能を向上させたコンクリート用内部振動機	コンクリート工		

各技術の占める割合（平成28年度）

	有用な技術	建設技術審査証明の取得
ランキング20に占める割合	55%	5%
全登録技術に占める割合	13%	5%

3．2　活用件数の多い新技術（施工者希望型）

●平成28年度に施工者希望型として活用された技術のうち、活用件数上位20位の新技術は以下のとおりです。施工者希望型で最も活用件数が多かったのは、「ラク2タラップ」で、全体のランキングと同じ結果となりました。活用された技術の内訳として、施工者希望型の占める割合が高いことから、他の順位もおおむね全体のランキングと同様の結果となりました。

施工者希望型における活用件数の多い新技術（平成28年度）

順位	NETIS登録番号	技術名	副題	工種	有用な技術	建設技術審査証明の取得
1	KT-010099-VE	ラク2タラップ	ステップ一枚の傾斜角度を合わせるだけで、タラップ全体のステップが一同に、合わさる新昇降機材	仮設工	推奨技術 設計比較対象技術	
2	CB-100037-VE	軽トラック積載対応型屋外可搬式トイレユニット	車載トイレ	仮設工		
3	KT-070054-VE	ジョインテックスCT-400	洗い出し不要の打ち継ぎ処理剤	コンクリート工	活用促進技術	
4	TH-070005-VE	カプセルプリズム型高輝度路上工事用標示板(工事看板)	路上工事用標示板向けカプセルプリズム型高輝度再帰反射シート	仮設工		
5	KT-060150-VE	3次元設計データを用いた計測及び誘導システム	計測及び誘導システム	調査試験	準推奨技術	○
6	CB-080028-VE	とまるくん（普通車用)・(大型車用)	道路工事現場での車両誤進入によるもらい事故防止	道路維持修繕工		
7	CG-060005-VE	アクアマットSタイプ	コンクリート傾斜面および水平面用の湿潤養生マット	コンクリート工	活用促進技術	
8	KK-100021-VE	ソーラー式LED表示機	ソーラー充電式バッテリーによるLED文字・映像表示装置	その他		
9	KT-090046-VE	法面2号ユニバーサルユニット自在階段	ユニット型昇降設備	仮設工	推奨技術 設計比較対象技術	
10	KK-110050-VE	土木標準積算データを利用した施工管理システム[デキスパート]	工程管理、施工計画書、安全管理、CO2排出量管理、出来形管理・写真の電子納品等の施工管理業務支援	CALS関連技術		
11	HK-100017-V	間伐材を利用した木製掲示板(製造時と植林システムによるCO2削減)	製造時のCO2排出量の少ない木製品や間伐材使用製品の利用と植林システムによるCO2削減、循環型社会の構築	仮設工		
12	KT-140091-VE	インテリジェントマシンコントロール油圧ショベル	機体制御とICTの技術を活用したセミオート制御機能搭載油圧ショベル	土工	活用促進技術	
12	HK-100045-V	グレードコントロールシステム	建設機械に取り付けたセンサからの情報を組み合わせ、2D/3Dの設計データを参照しながら建設機械のコントロールやガイダンスを行い、敷均し工・法面整形工・舗装工等を行う	共通工	活用促進技術(旧)	
14	KT-100078-V	ソーラーキングシリーズ	太陽光を利用して2色のLEDを点滅させ、通行人や運転者等に警告を発するソーラー式工事灯	仮設工		
15	SK-080003-VE	コンクリートひび割れ低減用ネット「ハイパーネット60」	耐アルカリ性ガラス繊維ネットを用いたコンクリート構造物のひび割れ低減技術	コンクリート工	活用促進技術	
16	KT-060068-VE	リンクプレート	建設現場用敷鉄板堅結安全止金具	仮設工	設計比較対象技術	
17	KT-150006-VE	脂肪族系鉄筋防錆剤「サビラーズ」「ハイサビラーズ」	コンクリートとの付着を阻害しない鉄筋の防錆剤	コンクリート工	活用促進技術	
18	CG-110011-VE	後方監視カメラ搭載油圧ショベル	運転席右前方のモニタ画面で後方の安全確認ができ、ヘッドガード一体型キャブを搭載した油圧ショベル	土工		
19	KT-100110-VE	安全建設気象モバイルKIYOMASA	リアルタイム局地気象情報・警報閲覧通知システム	土工	設計比較対象技術	
20	KT-110054-VE	スパイラル型内部振動機	螺旋状の凹凸により締固め性能を向上させたコンクリート用内部振動機	コンクリート工		

各技術の占める割合（平成28年度）

	有用な技術	建設技術審査証明の取得
ランキング20に占める割合	55%	5%
全登録技術に占める割合	13%	5%

3．3　活用件数の多い新技術（発注者指定型）

●平成28年度に発注者指定型として活用された技術のうち、活用件数上位20位の新技術は以下のとおりです。発注者指定型で最も活用件数が多かったのは、施工性に優れたコンクリート製残存型枠である『残存型枠工法「残存型枠プロテロックピアスワンダー」』となりました。

発注者指定型における活用件数の多い新技術（平成28年度）

順位	NETIS登録番号	技術名	副題	工種	有用な技術	建設技術審査証明の取得
1	CB-980008-VE	残存型枠工法「残存型枠プロテロックピアスワンダー」	施工性に優れたコンクリート製残存型枠	コンクリート工		○
2	QS-060012-VE	スーパーテールアルメ工法	補強材の最適配置と壁面材の大型化を実現した補強土壁工法	共通工		
3	KT-010186-VR	ゼロスペース工法	仮設を用いる現場打ちボックスカルバート施工時における余掘り幅削減を目的とした施工法	仮設工		
4	CB-980012-VE	パワーブレンダー工法(スラリー噴射方式)	浅層・中層混合処理工	共通工	推奨技術 設計比較対象技術	○
4	SK-060003-VE	プレガードⅡ	プレキャストガードレール基礎	付属施設	準推奨技術 活用促進技術	
6	KK-020061-VE	アデムウォール	多機能で耐久性に優れたジオテキスタイル補強土壁	共通工	準推奨技術 活用促進技術 活用促進技術(旧)	○
7	KK-070008-V	抵抗板付鋼製杭基礎(ポールアンカー100型)	道路標識柱及び道路照明柱用基礎	基礎工	準推奨技術 活用促進技術	
7	CG-010007-VE	グリーンパネル工法	全面緑化出来る切土補強土工法	共通工	活用促進技術	
9	QS-120024-VE	改良芝品種「エルトロ」・「ビクトール」を用いたロール芝工法	維持管理コストを抑えた上での良質なターフの形成	共通工		
9	KT-070009-VR	ALiCC工法	低改良率セメントコラム工法	共通工		
9	KT-980135-VE	LDis(エルディス)工法	低変位高圧噴射撹拌工法	共通工	準推奨技術 活用促進技術	
12	CB-980007-VE	残存化粧型枠工法「残存化粧型枠プロテロックメーク」	意匠性と耐久性に優れたコンクリート製残存化粧型枠	コンクリート工		○
13	KK-020004-VE	ライン導水ブロック-F型	小型水路内蔵型歩車道境界ブロック	付属施設	活用促進技術	
14	CB-080011-V	エポガードシステム	鋼転換型防食塗装	道路維持修繕工		
14	KK-060042-V	FORCA(フォルカ)トウメッシュ工法	ガラスクロス付き連続繊維FRP格子筋(トウメッシュ)を用いたコンクリートの剥落防止工法	道路維持修繕工	推奨技術 設計比較対象技術 活用促進技術	
16	KT-980205-VE	エポコラム工法(地盤改良工法)	エポコラム-Loto工法(大口径φ2,500地盤改良工法)	共通工	準推奨技術 設計比較対象技術	○
16	HR-990005-VE	サンタックスパンシール誘発目地材	止水機能を有するコンクリート誘発目地材	コンクリート工	活用促進技術	
18	QS-980058-VE	スリップフォーム工法	型枠不要のコンクリート連続打設工法	舗装工	活用促進技術	
18	QS-030004-VE	リペ-スジョイント工法	路床・路盤工にFe石灰系処理材を用いた長寿命化舗装	舗装工		
20	QS-110002-V	アジャストーン	砕石場の副産物を規格化するとともに、コンクリート塊の再利用を促進した材料である	共通工		

各技術の占める割合（平成28年度）

	有用な技術	建設技術審査証明の取得
ランキング20に占める割合	55%	25%
全登録技術に占める割合	13%	5%

4. 活用件数の多い工種

●新技術活用件数の工種別内訳は下記のとおりです。
平成28年度において、活用述べ新技術数18,748件のうち、もっとも多くの新技術が使われた工種は、「コンクリート工」でした。
次いで、「仮設工」、「土工」、「共通工」、「道路維持修繕工」の順に、多く活用されていました。

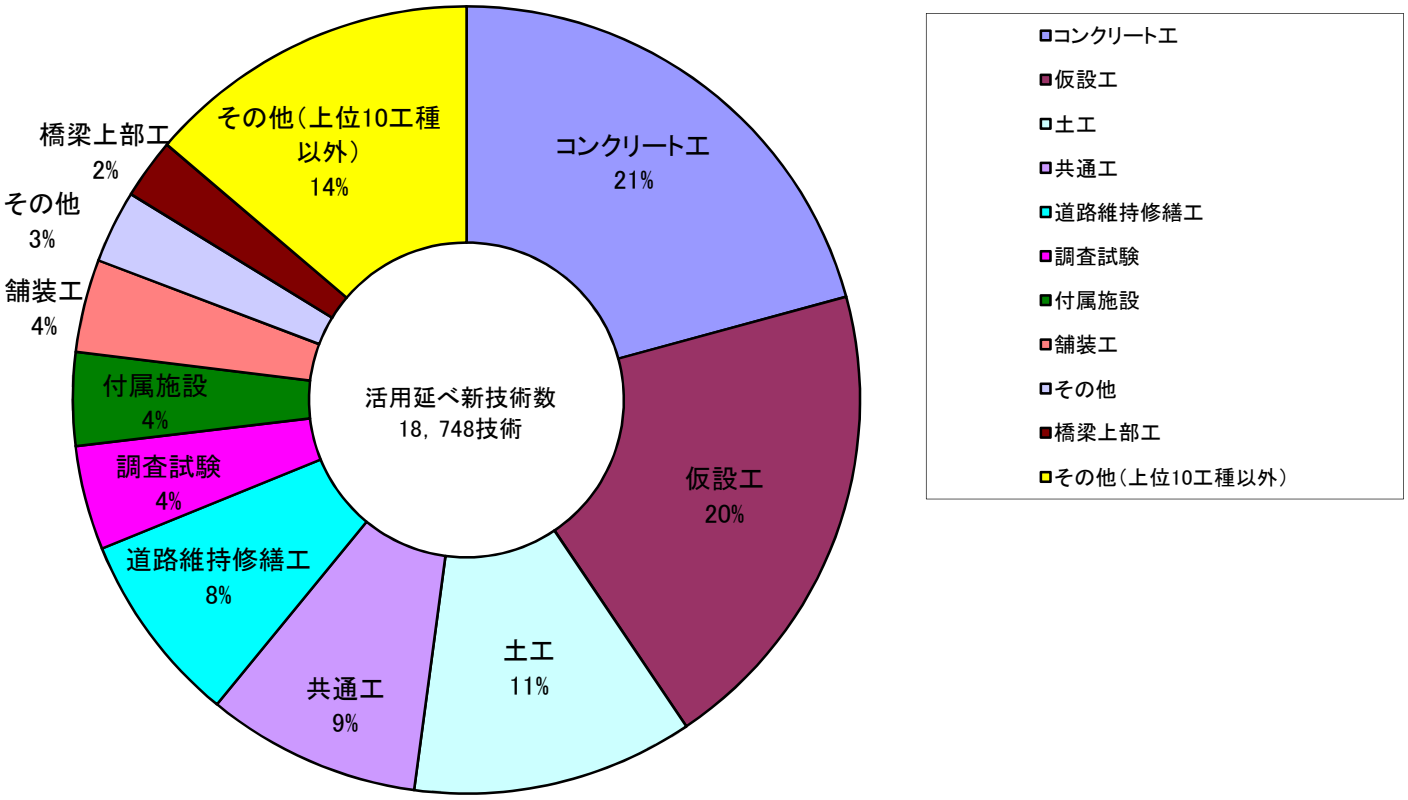

活用延べ新技術数の工種別内訳

活用延べ新技術数の工種別内訳

順位	工種ランキング	活用件数（述べ技術数）
1	コンクリート工	3,894
2	仮設工	3,711
3	土工	2,167
4	共通工	1,651
5	道路維持修繕工	1,483
6	調査試験	804
7	付属施設	717
8	舗装工	716
9	その他	560
10	橋梁上部工	465
	その他（上位10工種以外）	2,580
		18,748

公共工事等における新技術活用システム

別紙2

民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用・評価し、技術開発を促進していくためのシステム（平成13年度より運用）。

公共工事等における新技術活用システム

技術の開発・実用化

新技術データベース
『NETIS』
Web上で情報提供
http://www.netis.mlit.go.jp

登録

公共工事等に関する、実用化された技術を申請、登録

各地方整備局技術事務所等にて受付

NETIS
（評価情報）
約830件

NETIS
（申請情報）
約2,900件

（件数：H29.6時点）

活用

直轄工事等において、施工条件等に適した新技術を活用

・年間約5,200件（44%）の直轄工事で活用
・活用延べ新技術数は、年間約19,000技術

事後評価

技術の成立性や活用効果等を5件以上の活用結果に基づき評価

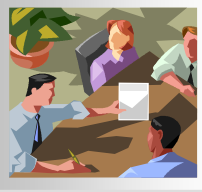

現場活用を迅速化する取組の強化（H28から）

テーマ設定
直轄工事等における現場ニーズに沿ったテーマを設定

公募

試行調査
適合性の検証

評価・認定
適合技術の選別

迅速化

有用な技術の積極的な活用

更なる技術の開発・改良
技術開発成果（有用な技術）の普及

技術のスパイラルアップ

直轄診断について

国土交通省

○地方公共団体への支援として、要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施。
○診断の結果、診断内容や地域の実情等に応じ、修繕代行事業、大規模修繕・更新事業等を実施。

【全体の流れ】

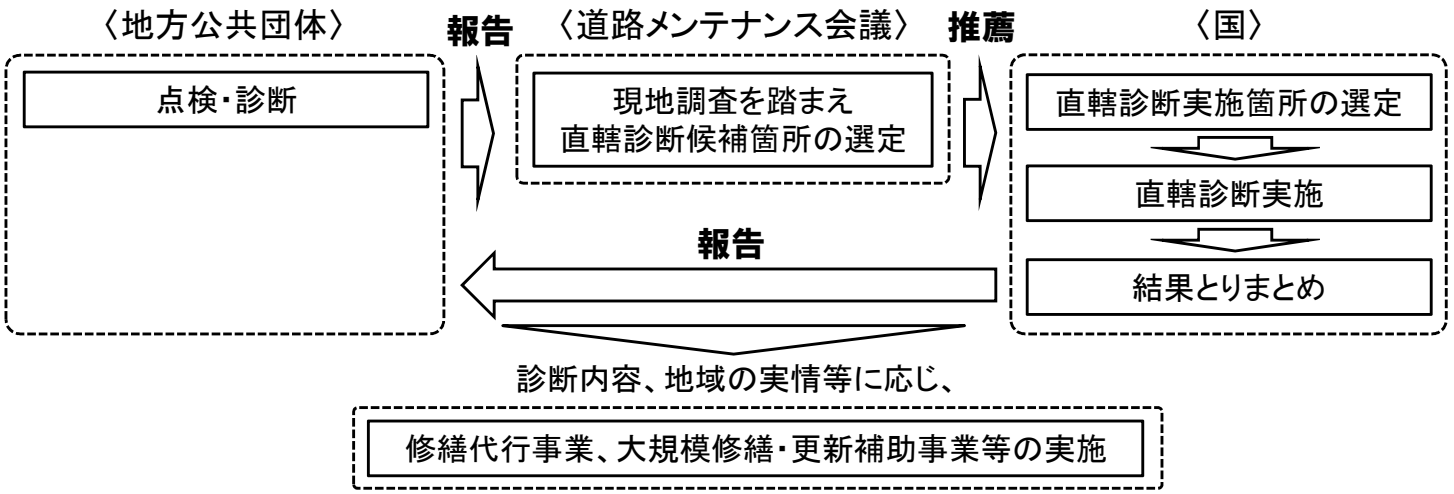

【直轄診断実施箇所とその後の対応】

	直轄診断実施箇所	措置
H26年度	三島大橋(福島県三島町)	修繕代行事業
	大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)	修繕代行事業
	大前橋(群馬県嬬恋村)	大規模修繕・更新補助事業
H27年度	沼尾シェッド(福島県南会津郡下郷町)	修繕代行事業
	猿飼橋(奈良県吉野郡十津川村)	修繕代行事業
	呼子大橋(佐賀県唐津市呼子町)	修繕代行事業
H28年度	万石橋(秋田県湯沢市)	修繕代行事業
	御鉾橋(群馬県神流町)	修繕代行事業
H29年度	音沢橋(富山県黒部市)	修繕代行事業
	乙姫大橋(岐阜県中津川市)	修繕代行事業
H30年度	仁方隧道(広島県呉市)	修繕代行事業
	天大橋(鹿児島県薩摩川内市)	修繕代行事業

【平成30年度　直轄診断実施箇所】

■仁方隧道(広島県呉市)

＜仁方隧道の状況＞

覆工コンクリートの
剥落・貫通ひびわれ

■天大橋(鹿児島県薩摩川内市)

＜乙姫大橋の状況＞

下部工のひび割れ

直轄診断箇所

国土交通省

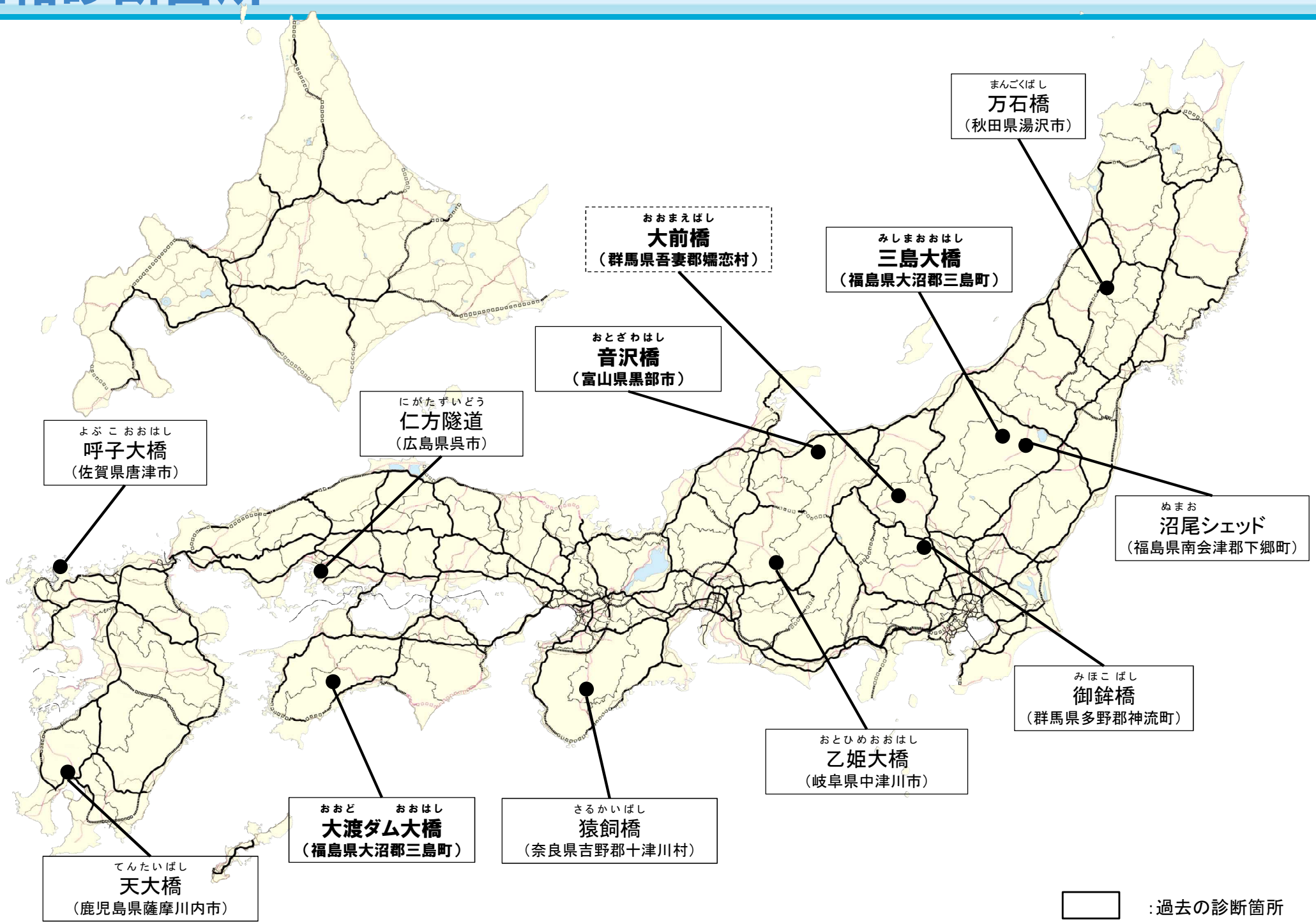

資料２０

橋梁の塗装はぎ取り工事の工法選定

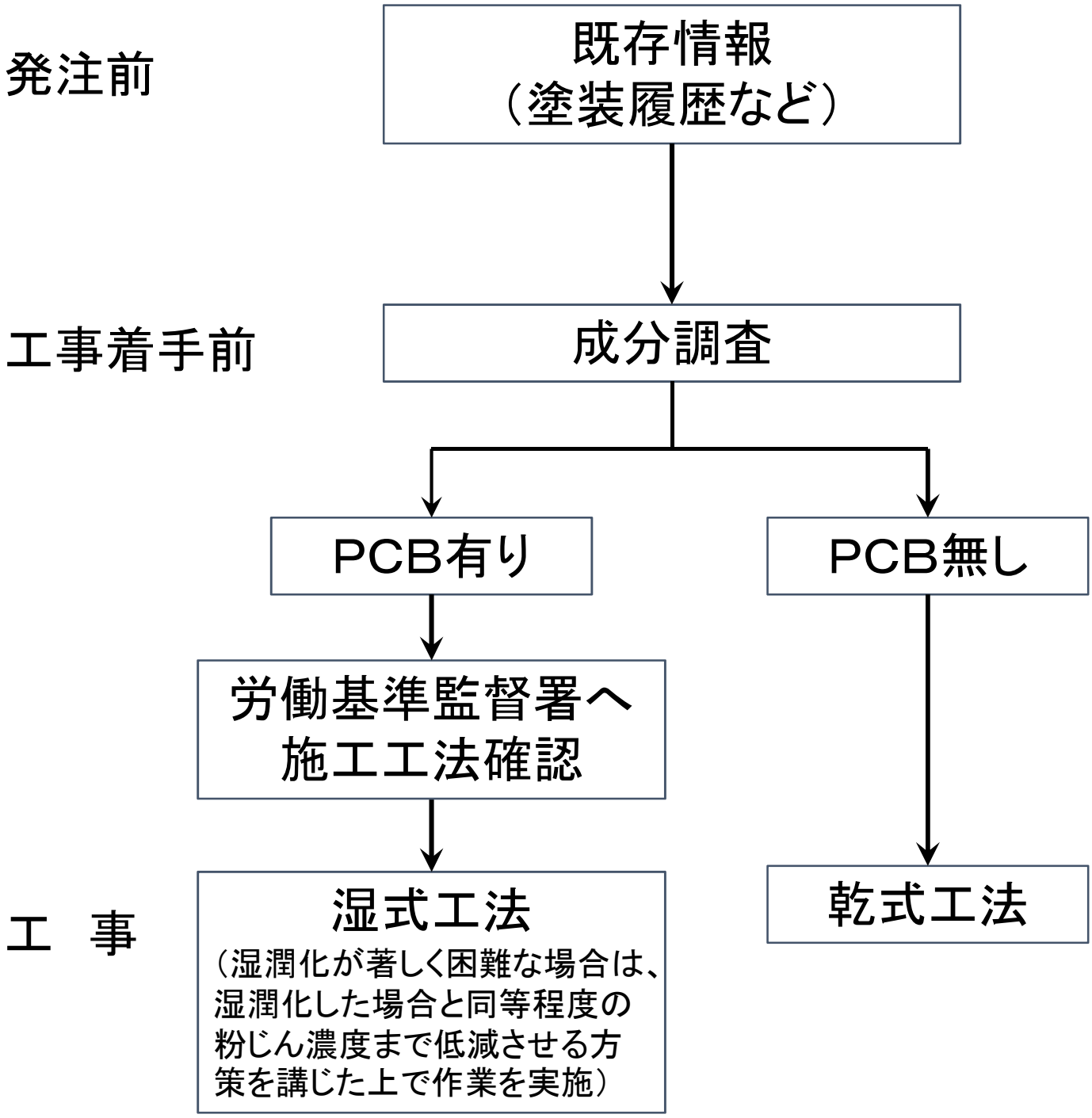

事　務　連　絡
平成２９年５月１７日

各地方整備局　地域道路課長　　殿
　　道路管理課長　　殿
北海道開発局　地域事業管理官　　殿
　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　道路建設課長　　殿
　　道路管理課長　　殿

国土交通省道路局
国道・防災課　　課長補佐
道路保全企画室　課長補佐
環境安全課　　課長補佐

既存塗膜の剥離作業に係る、鉛等有害物の含有状況の確認について

鉛等有害物を含有する既存塗膜の剥離作業については、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成26年5月30日付け国官技第58号）に基づき対応をされているところですが、通達の更なる周知徹底を図るため、下記のとおり対応をお願いします。

現在、契約手続き中及び工事未着手の契約済みの工事についても、本事務連絡を適用するものとします。

なお、管内の自治体に対して情報の共有と参考周知の依頼をよろしくお願いいたします。

記

１．既存塗膜の成分調査（鉛等有害物の含有状況）
　工事着手前までに塗装履歴などを踏まえ、成分調査を行い鉛等有害物の含有状況を確認する。
２．労働者の健康障害防止に必要な措置の実施
　鉛等有害物の含有が確認された場合は、厚生労働省の基準の「(塗料の剥離等作業を請け負う事業者について)」に基づく安全な方法で対応することを工事の受注者へ周知すること。

国 官 技 第５８号
平成２６年５月３０日

北海道開発局　事業振興部長　殿
各地方整備局　企画部長　殿

国土交通省　大臣官房技術調査課長

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について

標記について、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長及び化学物質対策課長より、都道府県労働局労働基準部健康主務課長に対し、鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止のため、発注者への要請及び施工業者への指導について通知がなされたところです。

ついては、この趣旨を理解のうえ、発注者として適切に対応するとともに、塗装塗り替え工事の受注者へも周知いただくようお願いたします。

基安労発 0530 第 3 号
基安化発 0530 第 3 号
平成 26 年 5 月 30 日

国土交通省大臣官房技術調査課長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
（ 契 印 省 略 ）

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における
労働者の健康障害防止について

日頃から安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記に関して、一般に錆止め等の目的で鉛を数十%から十数%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、また、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されています。これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要があります。また、これらの業務を発注する者は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る情報を施工業者に提示し、必要なばく露防止対策を講じさせることが望まれます。

このようなことから、都道府県労働局宛別添のような通達を発出したところですが、貴課におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、別添通達に記載された取組が進められるよう関係機関等に対する周知につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

基安労発 0530 第 1 号
基安化発 0530 第 1 号
平成 26 年 5 月 30 日

都道府県労働局労働基準部健康主務課長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
（ 契 印 省 略 ）

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における
労働者の健康障害防止について

標記について、一般に錆止め等の目的で鉛を数十%から十数%程度含有したり、クロムを含有する塗料が塗布された橋梁等建設物があり、また、業界の自主的な取組により鉛含有塗料の流通は少なくなっているものの、現在でも多くの建設物に塗布されている。これら鉛等有害物を含有する建築物の塗料の剥離やかき落とし作業（以下「剥離等作業」という。）を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を順守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要がある。また、これらの業務を発注する者は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る情報を施工業者に提示し、必要なばく露防止対策を講じさせることが望ましい。

ついては、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業における鉛等有害物による健康障害防止を徹底するため、下記の事項について、発注者に取組を要請するとともに、施工業者に適切な実施を指導されたい。なお、関係事業者団体の長宛て別添のとおり周知しているので、関係事業者等に対する指導に当たり留意されたい。

記

（塗料の剥離等作業を発注する者について）

1　橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を発注する者は、塗布されている塗料中の鉛やクロム等の有害な化学物質の有無について把握している情報を施工者に伝えるほか、塗料中の有害物の調査やばく露防止対策について必要な経費等の配慮を行うこと。

（塗料の剥離等作業を請け負う事業者について）

2　労働安全衛生法等関係法令に基づく対策の必要性を確認するため、橋梁等建設物に塗布された塗料の剥離等作業を請け負う事業者は、発注者に問い合わせる等して、当該塗料の

成分を把握すること。

3　２により、当該塗料の成分について鉛等の有害物が確認された場合は、当該塗料の剥離等作業を行う事業者は、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。

4　鉛等有害物を含有する塗料の剥離等作業を、近隣環境への配慮のために隔離措置された作業場や屋内等の狭隘で閉鎖された作業場（以下「隔離区域等内作業場」という。）で作業を行う場合は、当該区域内の鉛等有害物の粉じんの濃度は極めて高濃度になるため、次の措置を行うこと。

（１）　剥離等作業は必ず湿潤化して行うこと。湿潤化が著しく困難な場合は、当該作業環境内で湿潤化した場合と同等程度の粉じん濃度まで低減させる方策を講じた上で作業を実施すること。

（２）　隔離区域等内作業場に粉じんを集じんするため適切な除じん機能を有する集じん排気装置を設けること。この際、集じん排気装置の排気口は外部に設けること。また、集じん排気装置は作業場の空間に応じて十分な排気量を有するものとすること。

（３）　隔離区域等内作業場より粉じんを外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底すること。

（４）　隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁じ、区域内で作業や監視を行う労働者については、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクを着用させること。なお、電動ファン付き呼吸用保護具については、フィルターを適切な期間ごとに交換するなど適切に管理して使用させること。

（５）　呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉じんを十分に拭い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管すること。

（６）　隔離区域等内作業場の粉じんを運搬し、又は貯蔵するときは、当該粉じんが発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をすること。また、それらの保管については、一定の場所を定めておくこと。

5　鉛業務に常時従事する労働者に対し、法令に基づき鉛健康診断を行うとともに、鉛中毒の症状を訴える者に速やかに医師の診断を受けさせるようにすること。また鉛中毒にかかっている者及び健康診断の結果鉛業務に従事することが適当でないと認める者に対しては、労働安全衛生法第６６条の５に基づき、医師等の意見を勘案して、鉛業務に従事させない等の適切な措置を講じること。

ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品及びPCB廃棄物の期限内処理に向けて

PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。
高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。

2017年 3月版

高濃度PCB廃棄物の処分期間

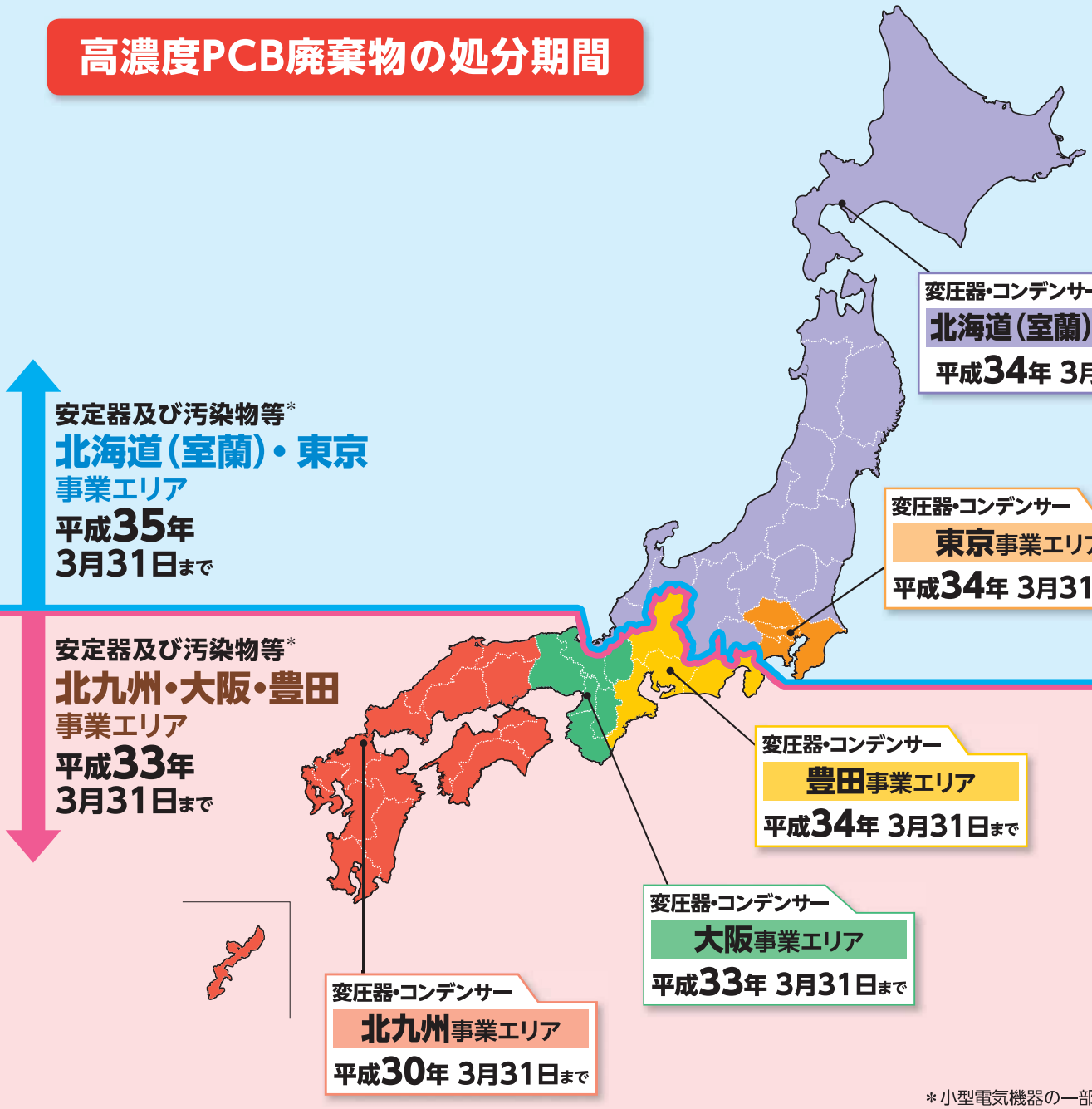

＊小型電気機器の一部を除く。

低濃度PCB廃棄物の処分期間　平成39年 3月31日まで

環境省　経済産業省

資料２０－２

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中国地方整備局
同時発表

平成３１年３月２７日
大臣官房技術調査課

『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』の試験結果等を公表します

～新技術の活用に向けて～

国土交通省では、新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」により、『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』について試験等を実施しました。

今回、その試験結果等を取りまとめましたので、公表します。

- 土木鋼構造用塗膜剥離剤は複数の製品が開発されてきており、鋼道路橋の塗替え塗装工事などにおいて、粉じんや騒音を発生させずに、既存の塗膜を安全に除去することを目的として採用されることが多くなっております。

- そこで、新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」※により、『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』について、同一の評価項目や試験方法の下で比較可能な一覧表を作成することを目的に技術公募を行い、試験等を実施しました。

- この度、「テーマ設定型（技術公募）」による試験結果　暫定版（屋外暴露耐久性は最大１０年で評価するため）を取りまとめましたので、公表します。今後、技術の活用にあたっては、試験結果等を参考に検討してまいります。なお、比較表は、技術の進展等に伴い更新する場合があります。

※「テーマ設定型（技術公募）」：現場ニーズに基づき募集する技術テーマを設定し、民間等の優れた新技術を公募して実現場で活用・評価する方式

１．試験実施対象技術　　：　別紙　－　１
２．試験結果等比較表（暫定版）　：　別紙　－　２
３．実橋試験の実施概要　　：　別紙　－　３

○試験結果（暫定版）の掲載（ＮＥＴＩＳ　維持管理サイト）http://www.m-netis.mlit.go.jp/

＜問い合わせ先＞
① 試験結果の公表について
国土交通省 中国地方整備局 TEL：082-221-9231 （代表） 082-511-6353（直通） FAX：082-511-6359
企画部 機械施工管理官　赤星　剛　（あかほし　つよし）　（内 3132）
企画部 施工企画課　課長補佐　尾畑　哲格　（おばた　てつのり）　（内 3453）
② 新技術活用システムおよびNETIS について
国土交通省 TEL：03-5253-8111（代表） 03-5253-8125（直通） FAX：03-5253-1536
大臣官房 技術調査課　課長補佐　渡邉　賢一　（わたなべ　けんいち）（内 22343）
大臣官房 技術調査課　係長　石田　美雪　（いしだ　みゆき）　（内 22346）

別紙－1

試験実施対象技術一覧表

公募名：土木鋼構造用塗膜剥離剤技術

中国地方整備局

※五十音順

番号	技術名	NETIS番号	応募者名
1	アクアリムーバーエコ工法	CB-180010-A	菊水化学工業株式会社
2	インバイロワン工法	KT-060135-VE （掲載期間終了）	インバイロワンシステム株式会社
3	エコクリーンバイオ	CB-170030-A	ヤマダインフラテクノス株式会社
4	EPP（エコ・ペイント・ピーリング）工法	KT-150081-A	JFEエンジニアリング株式会社
5	ネオハクリ工法	CG-170006-A	株式会社ネオス
6	ネオリバー泥パック工法	KK-070037-VE （掲載期間終了）	三彩化工株式会社
7	バイオハクリX－WB	KT-160043-A	山一化学工業株式会社
8	パントレ工法	KK-160028-A	好川産業株式会社・株式会社ソーラー
9	ペリカンリムーバー	KK-170037-A	大伸化学株式会社
10	リペアソルブS工法	CB-170013-A	三協化学株式会社

テーマ設定型「土木鋼構造用塗膜剥離剤技術」比較表（暫定版）

※五十音順　　別紙－２

番号								1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	備考
技術基本情報	応募資料情報	技術名称						アクアリムーバーエコ工法	インバイロワン工法	エコクリーンバイオ	EPP(エコ・ペイント・ビーリング)工法	ネオハクリエ法	ネオリバー泥パック工法	バイオハクリＸ－ＷＢ	パントレ工法	ペリカンリムーバー	リペアソルブS工法	
		剥離剤名称						アクアリムーバーエコ	インバイロワン	エコクリーンバイオ	アクアインプラス２０２Ｎ	ＮＥ－１	ネオリバー泥パック橋梁用TypeⅡ	バイオハクリＸ－ＷＢ	パントレ	ペリカンリムーバーアクアＤＸ	リペアソルブS	
		NETIS番号						CB-180010-A	KT-060135-VE（掲載期間終了）	CB-170030-A	KT-150081-A	CG-170006-A	KK-070037-VE（掲載期間終了）	KT-160043-A	KK-160028-A	KK-170037-A	CB-170013-A	
		応募者						菊水化学工業株式会社	インバイロワンシステム株式会社	ヤマダインフラテクノス株式会社	ＪＦＥエンジニアリング株式会社	株式会社ネオス	三彩化工株式会社	山一化学工業株式会社	好川産業株式会社 株式会社ソーラー	大伸化学株式会社	三協化学株式会社	
		概算標準施工費 新設時Ａ塗装系（五日市高架橋を想定） 1回塗付～剥離まで 広島県単価（2019.2） 仮設（足場・交通誘導員・安全施設等）含まず 直接工事費のみ（諸経費含まず）					円/1,000㎡	8,020,000	6,334,400	5,060,800	5,080,000	5,948,130	4,944,900	6,061,443	6,251,350	5,631,635	5,210,900	見積による
		概算算出剥離剤塗付量 新設時Ａ塗装系（五日市高架橋を想定）					g/㎡/回	1,500	1,070	642	550	749	530	1,070	1,060	880	1,070	
試験時状況	剥離剤塗付方法							ポータブル型エアレス塗装機	エアスプレー（霧吹き）	ポータブル型エアレス塗装機	ポータブル型エアレス塗装機	ポータブル型エアレス塗装機	ポータブル型エアレス塗装機	ポータブル型エアレス塗装機	ポータブル型エアレス塗装機	ポータブル型エアレス塗装機	ポータブル型エアレス塗装機	
	積算温度	新設時Ａ塗装系	常温	1回目	℃･h			362	416	383	408	398	422	409	409	406	403	24時間積算温度
				2回目				324	418	―	404	406	420	403	425	416	411	24時間積算温度
			低温	1回目				245	291	266	290	272	276	298	290	255	257	48時間積算温度
				2回目				335	351	―	348	340	340	357	356	320	324	48時間積算温度
		新設時Ｂ塗装系	常温	1回目				505	466	463	470	457	470	463	463	461	478	24時間積算温度
				2回目				－	479	－	500	－	498	－	473	－	－	24時間積算温度
			低温	1回目				399	447	424	448	433	439	434	440	453	438	48時間積算温度
				2回目				－	477	－	500	－	473	－	472	498	485	48時間積算温度
	性能評価項目等				性能評価指標	要求水準	単位											
試行調査結果	塗膜剥離性	現地塗膜剥離性の試行条件：塗付剥離回数は最大2回まで						最大２回施工	最大２回施工	応募者の希望により１回施工	最大２回施工	最大２回施工	最大２回施工	最大２回施工	最大２回施工	最大２回施工	最大２回施工	
		剥離性（Ａ－１）	新設時Ａ塗装系	桁腹板（常温・低温）	1回の剥離剤塗付で剥離できる塗膜厚	― ※1	―	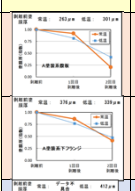	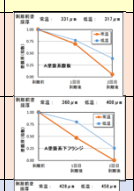	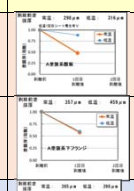	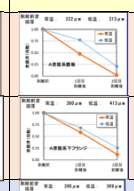	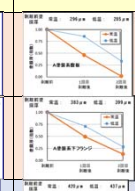	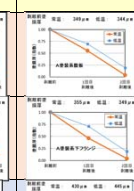	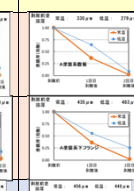	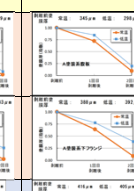	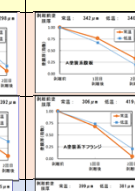	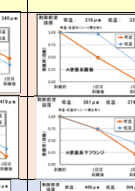	折れ線グラフで表示（クリックすると拡大）
				下フランジ（常温・低温）														
			新設時Ｂ塗装系	桁腹板（常温・低温）				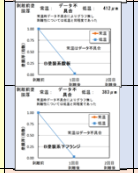	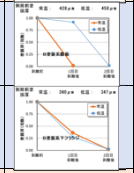	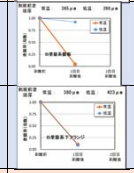	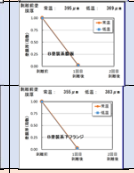	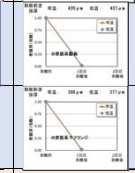	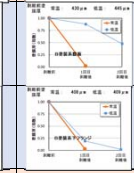	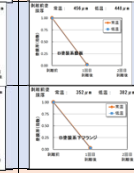	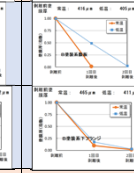	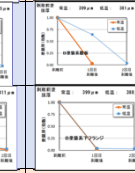	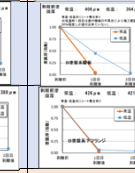	
				下フランジ（常温・低温）														
	作業性	塗付性（Ｂ－２）	新設時Ａ塗装系	常温	桁腹板	エアレス塗装機あるいははけ・ローラーによる塗付の可否	塗付できる	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				低温	桁腹板				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			新設時Ｂ塗装系	常温	桁腹板				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				低温	桁腹板				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	安全性	粉じん発生量（Ｃ－１）	新設時Ａ塗装系	常温	桁腹板	塗膜除去作業で発生する粉じん量	動力工具処理より少ない	質量濃度（mg/m³）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※剥離時（スクレーパー）≦比較技術（動力工具処理）
			新設時Ｂ塗装系	常温	桁腹板				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		生分解性（Ｃ－２）				生分解度	60%以上	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※後処理薬剤（クリーナー・シンナー等）を用いた技術はなかった。
		魚毒性（Ｃ－３）				半数致死濃度（LC50）	10 mg/Lより大きい	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		火災安全性（Ｃ－４）	剥離剤			引火点	93℃より大きい	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			剥離した塗膜						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		化学成分（Ｃ－５）	SDS及び化学分析により得られた製品の組成・成分情報と化学物質関連法規との照合	①　毒物及び劇物取締法：毒物、劇物		規制化学物質を含まないことが望ましい	―	１物質「劇物」（基準値以下）	３物質「劇物」（いずれも基準値以下）	１物質「劇物」（基準値以下）				１物質「劇物」（基準値以下）			１物質「劇物」（基準値以下）	※各法令等に重複して指定されている物質有り
				②　化学物質排出把握管理促進法：指定化学物質						２物質「第１種指定化学物質」（いずれも基準値未満）	１物質「第１種指定化学物質」（基準値未満）	１物質「第１種指定化学物質」（基準値以上）	２物質「第１種指定化学物質」（いずれも基準値未満）			１物質「第１種指定化学物質」（基準値未満）		
				③　労働安全衛生法：有害物質ばく露作業報告対象物質														
				④　労働安全衛生法：ラベル表示・SDS交付義務対象物質				１物質（ＳＤＳ交付義務）	１物質（ラベル表示・SDS交付義務） ２物質（ＳＤＳ交付義務） ２物質（基準値未満）	２物質（ラベル表示・SDS交付義務） ２物質（ＳＤＳ交付義務） １物質（基準値未満）	１物質（ラベル表示・SDS交付義務） １物質（基準値未満）		２物質（ラベル表示・SDS交付義務） １物質（基準値未満）	２物質（ラベル表示・SDS交付義務） ２物質（ＳＤＳ交付義務） １物質（基準値未満）			１物質（ラベル表示・SDS交付義務） １物質（基準値未満）	
				⑤　特定化学物質障害予防規則：特定化学物質						１物質「特定第2類物質」「特別管理物質」（基準値未満）	１物質「特定第2類物質」「特別管理物質」（基準値未満）			１物質「特定第2類物質」「特別管理物質」（基準値未満）				
				⑥　有機溶剤中毒予防規則：有機溶剤					１物質「第２種有機溶剤等」（基準値以下）	１物質「第3種有機溶剤等」（基準値以下）	１物質「第３種有機溶剤等」（基準値以下）		１物質（基準値以下）	１物質「第3種有機溶剤等」（基準値以下）				
				⑦　大気汚染防止法：有害大気汚染物質															
				⑧　水質汚濁防止法：指定物質				１物質「指定物質」		１物質「指定物質」				１物質「指定物質」			１物質「指定物質」	
				⑨　その他有害性または危険性が確認されているもの又は有害性若しくは危険性が予測されるもの（主に人体に対するもの）				２物質	３物質	２物質	２物質	１物質	１物質	１物質	２物質	2物質	１物質	
	塗替え塗膜の耐久性・防食性	促進暴露耐久性（Ｄ－１）	新設時Ａ塗装系			塗膜一般部の外観変状、塗膜カット部からの最大腐食幅	素地調整程度2種と同等以上	(mm)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※3枚の平均値
			新設時Ｂ塗装系					(mm)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		屋外暴露耐久性（Ｄ－２）	新設時Ａ塗装系			塗膜一般部の外観変状、塗膜カット部からの最大腐食幅、塗膜の付着性	素地調整程度2種と同等以上	―	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	※3枚の平均値 最長１０年で判定する
			新設時Ｂ塗装系					―	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	１年後変状無し	
	その他	臭気（Ｅ－１）	新設時Ａ塗装系	常温	桁腹板	臭気強度	―	―	4	3	4	4	2	3	4	4	2	3	
				低温	桁腹板				1	3	3	3	2	3	4	4	2	2	
		塗膜剥離剤の安全な取り扱いに対する取り組み（Ｅ－２）					―	―	・施工者へ製品取扱いの安全指導を実施予定	・定期的に講習会を開催し、施工者に対し施工指導や安全教育を実施 ・講習会の受講、試験合格者に技術者証を発行（自社資格者制） ・技術者証所有会社のみ製品提供 ・試験施工時でもメーカーもしくは技術者証所有者が立会い ・技術者証の定期更新（4年更新）、更新時に技術情報の共有 ・適切な施工技術の展開、向上を目的とした施工技術協議会（全国規模）の発足	・施工者用の作業手順書の作成 ・施工前のSDS（安全データシート）確認の徹底 ・対象塗膜に鉛含有が確認された場合、鉛作業主任者技能講習修了者のみ取扱い可能 ・現場毎に管理責任者を定め、保管時の施錠、数量チェックを実施	・施工者に対する施工計画書作成の提言・指導 ・現場毎に管理責任者を定め、保管時の施錠、数量チェックを実施	・施工者や販売代理店に対し、製品取扱いの説明や講習会を定期的に実施 ・試験施工時、現場施工時にメーカー技術者が立ち会い、施工技術、保護具着用、薬剤の保管・廃棄方法を指導 ・SDS（安全データシート）の他、製品カタログにも安全管理に関する注意事項を記載 ・カタログ、SDS（安全データシート）の製品使用前の確認を徹底	・メーカーもしくはメーカー委託販売店から施工者に対し、使用方法や安全管理等を施工前に説明 ・施工者に対し、取り扱い注意事項を記入したカタログ、施工要領書、試験施工時の要領書を提供 ・施工者に対し作業に適した安全装備に関する情報を提供 ・製品の盗難、紛失に関する注意喚起 ・必要に応じ、現場施工時（使用開始時等）のメーカー技術者の立会い	・施工者に対する剥離剤使用前の施工指導、安全教育の実施	・定期的に講習会を開催し、施工者に対し施工指導や安全教育を実施 ・必要に応じ、現場施工時のメーカー技術者の立会い等・現場毎に管理責任者を定め、保管時の施錠、数量チェックの実施	・希望者に対する安全教育の実施 ・施工者への施工要領書、技術資料の提供 ・必要に応じ、現場施工時にメーカー技術者が立会い	・ラベルには安全対策、作業工程図、養生時間等を記載し、施工者に正しい使用方法を周知 ・使用経験が少ない施工者に対する勉強会の実施と現場指導 ・施工者向けに作業工程の動画、ＣＰＤＳ動画を公開	

作業性の内、たれ性Ｂ－１及び作業効率Ｂ－３については、現地試行において狭小な施工範囲で作業していること及び通常作業時の塗付機械を使用していないことから比較表より除外した。

※１：実橋梁による現地試行においては、総塗膜厚500μm以上の橋梁での試行が出来なかったため「　－　」表示とする。

実橋試験の実施内容

国土交通省

別紙－3

◆新設時A塗装系試行橋梁

・実施場所：広島県広島市　国道2号　五日市高架橋（P42-P43-A2）

・試験実施日：［常温］　H30/10/10～14
　　［低温］　H31/1/ 8～13

・試験内容
　①(B-3)作業効率試験
　②(A-1)剥離性試験(腹板、下フランジ)
　③(E-1)臭気試験(常温・低温)
　④(B-1)たれ性試験
　⑤(B-2)塗付性試験
　⑥(C-1)粉じん発生量試験(常温のみ)
　⑦(C-4)火災安全性試験(常温のみ)

・既存塗装(標準的な構成)
　第1層：鉛系さび止め
　第2層：フタル酸樹脂中塗り塗料
　第3層：フタル酸樹脂上塗り塗料
　第4層：エポキシ樹脂塗料プライマー
　第5層：エポキシ樹脂系MIO塗料
　第6層：ポリウレタン樹脂上塗り塗料
　PCB含有の有無：無
　鉛含有の有無：有

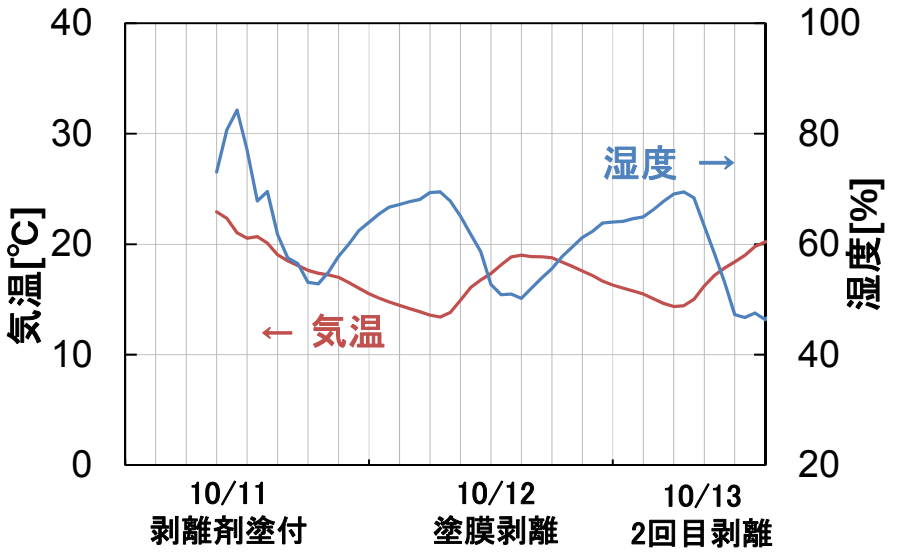

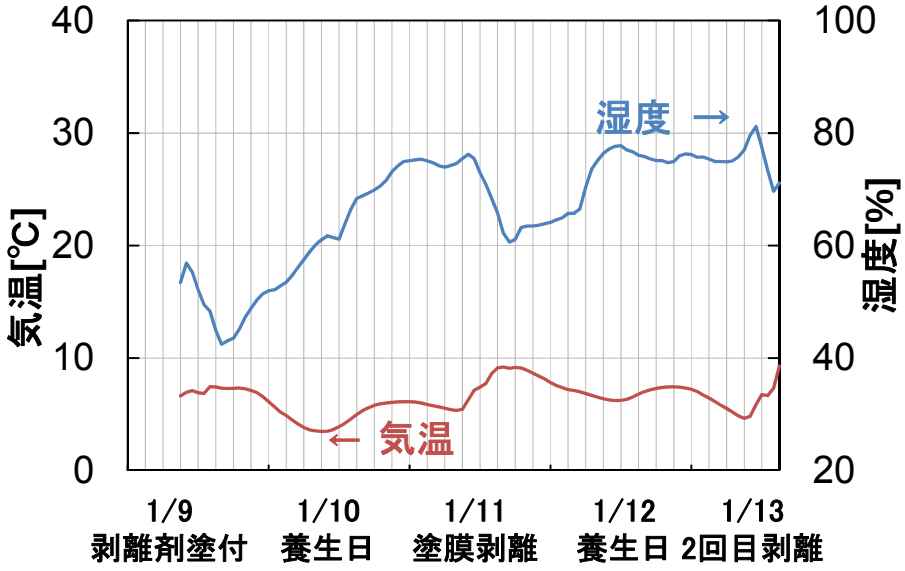

実橋試験の実施内容

国土交通省

◆新設時B塗装系試行橋梁

- 実施場所：徳島県海部郡海陽町　国道55号　宍喰大橋（P4-P5-A2）
- 試験実施日：［常温］　H30/10/23～27
  ［低温］　H30/12/12～17
- 試験内容
  - ①(B-3)作業効率試験
  - ②(A-1)剥離性試験(腹板、デッキプレート)
  - ③(B-1)たれ性試験(常温・低温)
  - ④(B-2)塗付性試験
  - ⑤(C-1)粉じん発生量試験(常温のみ)
  - ⑥(C-4)火災安全性試験(常温のみ)
- 既存塗装(標準的な構成)
  - 第1層：鉛系さび止め
  - 第2層：塩化ゴム系中塗り塗料
  - 第3層：塩化ゴム系上塗り塗料
  - 第4層：エポキシ樹脂下塗り塗料
  - 第5層：塩化ゴム系中塗り塗料
  - 第6層：塩化ゴム系上塗り塗料
  - 第7層：エポキシ樹脂下塗り塗料
  - 第8層：ポリウレタン樹脂用中塗り塗料
  - 第9層：ポリウレタン樹脂上塗り塗料
  - PCB・鉛含有の有無：有

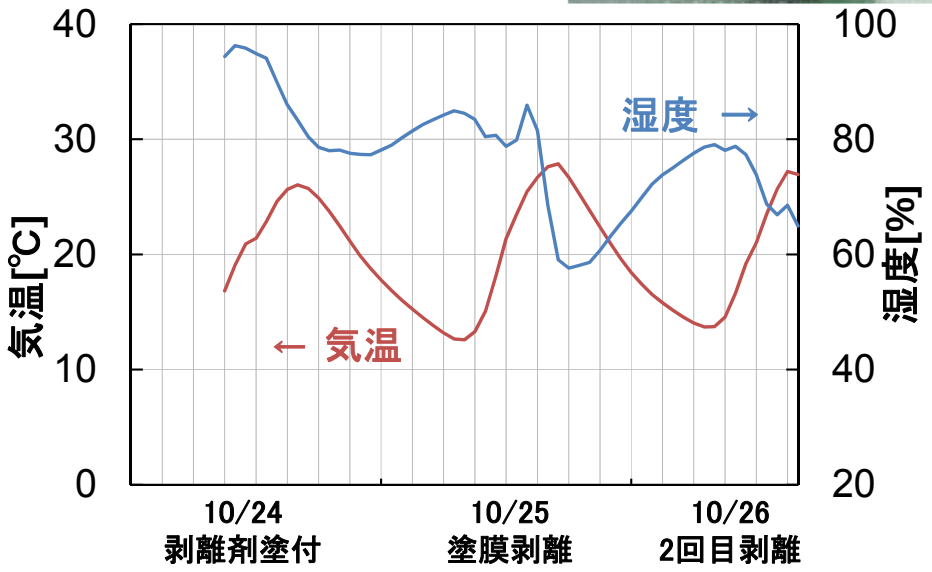

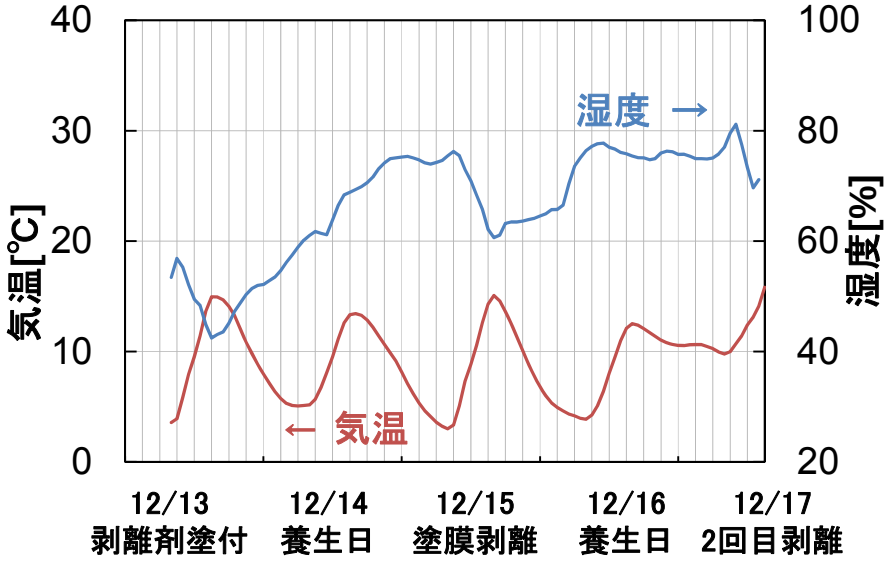

実橋試験の概要

国土交通省

〈位置図〉

［五日市高架橋］

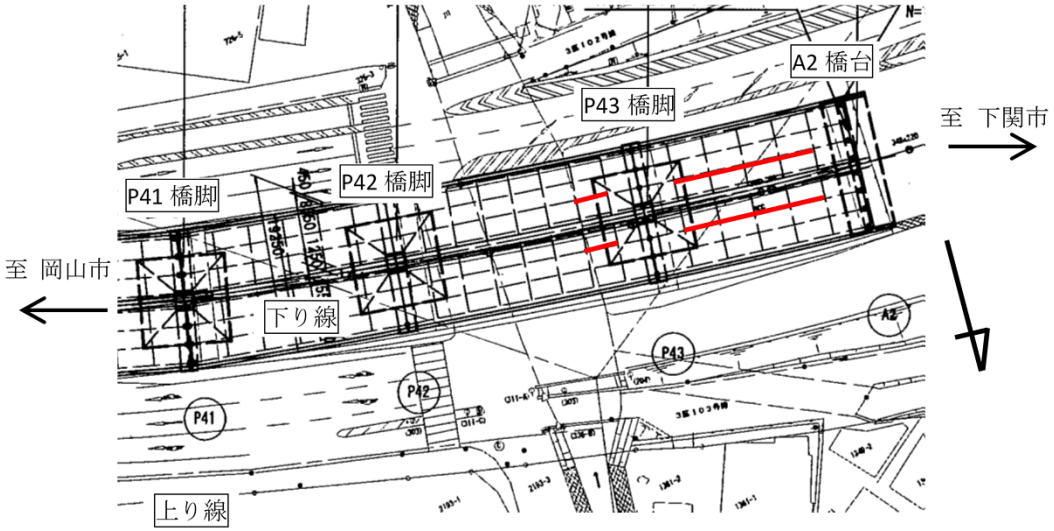

［宍喰大橋］

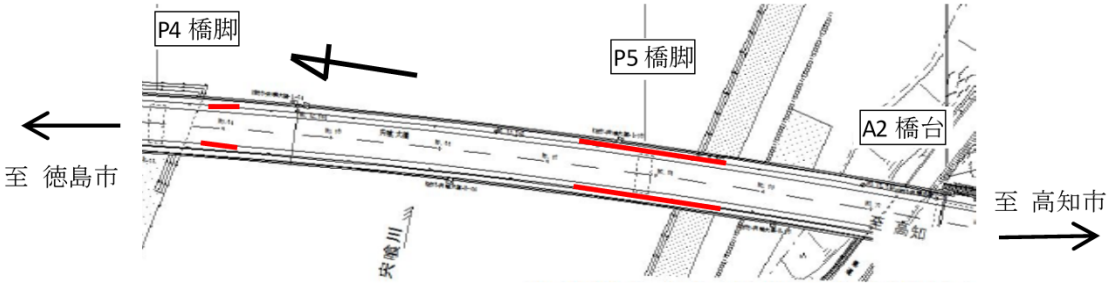

〈試験位置：平均実施面積〉

- 腹板：0.42㎡
- 下フランジ下面：0.19㎡

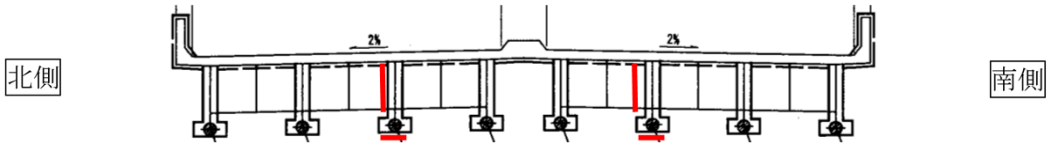

〈試験位置：平均実施面積〉

- 腹板：0.49㎡
- デッキプレート下面およびUリブ側面：0.44㎡

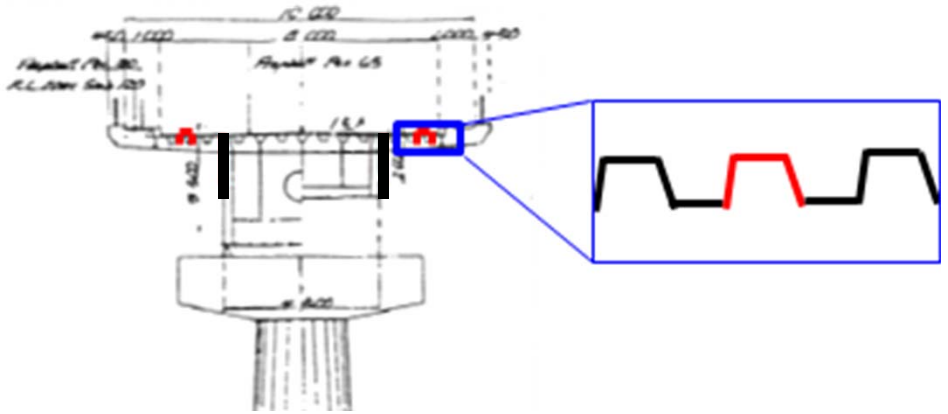

剥離性試験フロー

国土交通省

常温試験

新設時A塗装系	新設時B塗装系	常温試験	
五日市高架橋	宍喰大橋	1回目塗付	2回目塗付
10/10	10/23	準備作業	
10/11	10/24	塗膜剥離剤塗付	
10/12	10/25	塗膜剥離	塗膜剥離剤塗付
10/13	10/26	動力工具処理	塗膜剥離
10/14	10/27		動力工具処理

低温試験

新設時A塗装系	新設時B塗装系	低温試験	
五日市高架橋	宍喰大橋	1回目塗付	2回目塗付
1/8	12/12	準備作業	
1/9	12/13	塗膜剥離剤塗付	
1/10	12/14	養生日	
1/11	12/15	塗膜剥離	塗膜剥離剤塗付
1/12	12/16	動力工具処理	養生日
1/13	12/17		塗膜剥離

※塗膜剥離は、刃付スクレーパー(幅100×厚さ0.8mm片研ぎ刃)を使用し、同一作業者により実施

参　考　資　料

試験内容

本資料は、「『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』試験方法および試験条件」の補足資料である。

【A-1：剥離性】
・塗膜剥離後に鋼材面に残存した塗膜の厚さ（μm）を所定の方法により計測。
・塗膜剥離後の塗膜厚を、塗膜剥離前の塗膜厚を1とした指数で評価。
・評価は桁腹板と下フランジ下面（新設時B塗装系試行橋梁ではデッキプレート下面およびUリブ側面）で行う。

【B-2：塗付性】
・A-1：剥離性と同じ区間において試験を実施。
・評価は塗膜剥離剤の塗付から5分経過後に行う。
・塗膜剥離剤塗付部を目視によって観察し、顕著な流れが認められない場合は「塗付できる」と判定

剥離試験　試行調査箇所

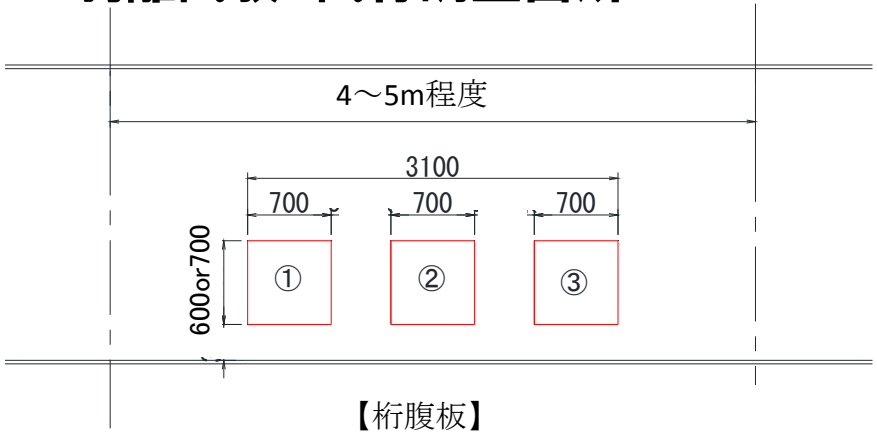

【桁腹板】

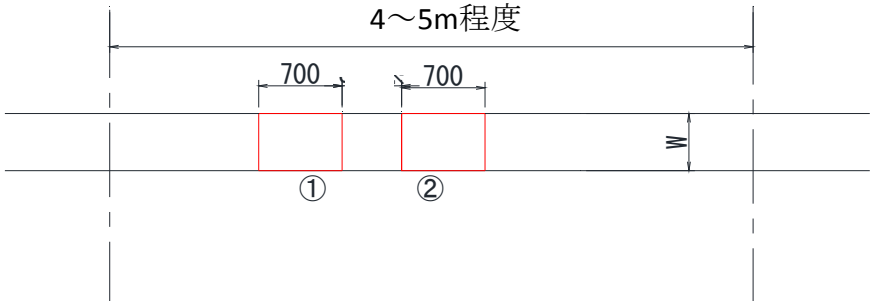

【下フランジorデッキプレート下面】

試験内容

五日市高架橋　膜厚測定位置

既存塗膜厚測定位置

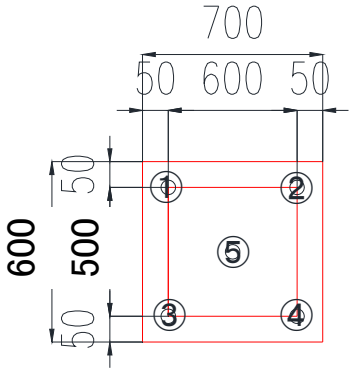

【桁腹板】

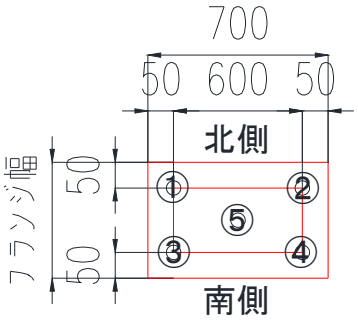

【下フランジ下面】

残存塗膜厚測定位置

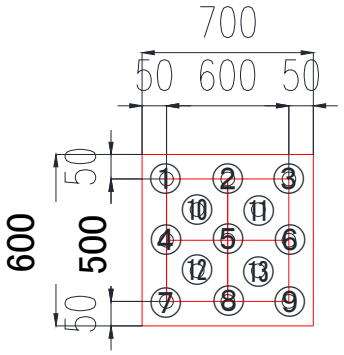

【桁腹板】

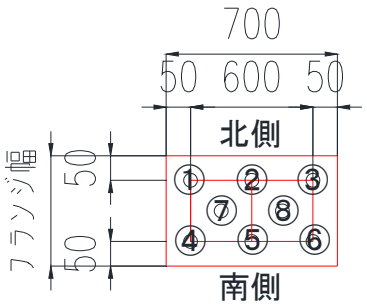

【下フランジ下面】

宍喰大橋　膜厚測定位置

既存塗膜厚測定位置

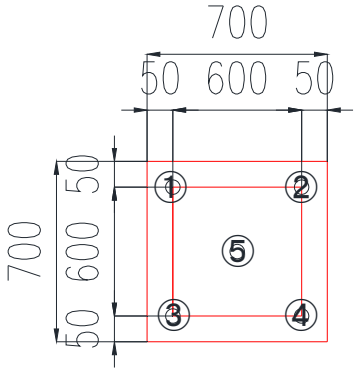

【桁腹板】

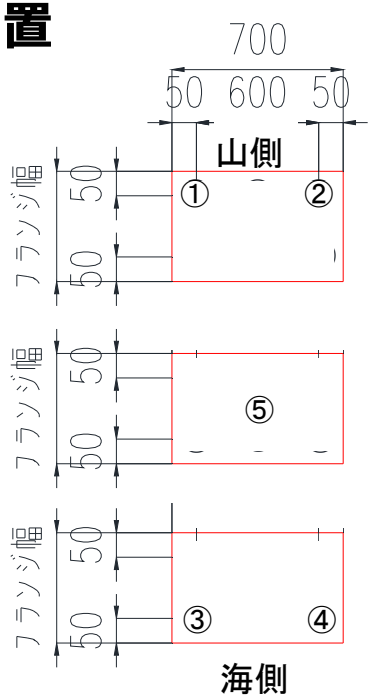

【デッキプレート下面】

残存塗膜厚測定位置

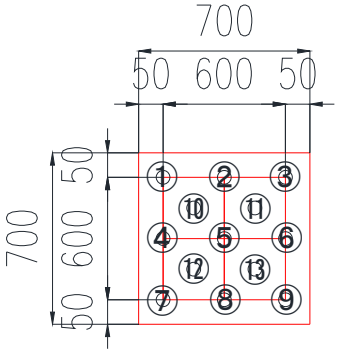

【桁腹板】

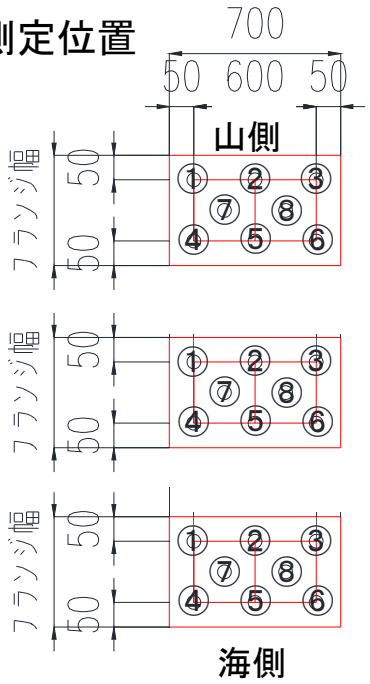

【デッキプレート下面】

試験内容

【C-1：粉じん発生量】
・応募者が選定した作業環境測定機関の作業環境測定士が測定
・作業環境測定基準の「粉じん濃度等の測定」に準拠
・塗膜剥離剤による塗膜剥離作業時の発生粉じんが動力工具処理時よりも少ない場合に「○」と判定
・具体的な測定条件は下記の通り
（1）測定方法：相対濃度計とフィルター秤量法の並行測定
（2）測定装置：
①光散乱方式のデジタル粉じん計（労働省労働基準局長が指定する者によって1年以内ごとに1回、定期に較正されたもの）
②ハイボリウムエアサンプラー（分粒装置なし、ろ過材はガラス繊維ろ紙）
（3）測定点：作業対象（腹板）からの距離1.0 m、床からの高さ1.0 m
（4）測定時間：塗膜剥離（あるいは動力工具処理）作業開始から10分間

試験内容

【C-4：火災安全性】
・塗膜剥離剤および塗膜剥離剤により剥離した塗膜について測定を実施
・塗膜試料は、【A-1：剥離性】の常温試験において塗膜剥離剤により剥離した腹板塗膜から採取
・塗膜試料の引火点は、塗膜剥離剤で剥離した直後とほぼ同等の状態（湿潤状態）で測定

【C-5：化学成分】
・応募者が選定した公的試験機関において塗膜剥離剤のガスクロマトグラフィー質量分析（GC-MS）を実施し、検出されたピークの質量スペクトルについてライブラリー検索を行い成分を同定
SDS（安全データシート）及びGC-MS分析によって得られた塗膜剥離剤の組成・成分情報と化学物質関連法規とを照合し、規制化学物質含有の有無を確認

試験内容

【D-1：促進暴露耐久性】

・複合サイクル試験（条件は下記の通り）250サイクル後の塗膜一般部の変状（さび、膨れ、われ、剥がれ等）の程度およびカット部分傷端からの鋼材腐食の進行長さ（幅）最大値に基づく評点から評価

・複合サイクル試験条件（1サイクルあたり）：湿潤（95%,30℃）1.0 h ⇒ 塩水噴霧（5%NaCl水溶液,30℃）2.0 h ⇒〔乾燥（20%,50℃）1.5 h ⇒ 湿潤（95%,50℃）1.5 h〕×6回 ⇒ 乾燥（20%,50℃）1.5 h ⇒ 乾燥（20%,30℃）1.5 h

・腐食進行長さの評点：腐食進行長さ（幅）の最大値の平均値（n=3）による

評点1：3mm未満
評点2：3mm以上～10mm未満
評点3：10mm以上～20mm未満
評点4：20mm以上～30mm未満
評点5：30mm以上

・塗膜一般部の変状が無い、または軽微な場合、腐食進行長さの評点が下記条件を満足すれば「〇」と判定

素地調整程度1種試験片＜　評価対象試験片　≦　素地調整程度2種試験片
あるいは
素地調整程度1種試験片≒　評価対象試験片　＜　素地調整程度2種試験片

試験内容

【E-1：臭気】
・応募者が選定した臭気測定認定事業所が測定
・臭気指数および臭気強度の測定は「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法」（平成7年環境庁告示第63号）、「嗅覚測定法マニュアル『三点比較式臭袋法について』および参考資料『臭気強度とその測定方法について』」（環境省、平成29年3月）に準拠
・臭気測定用試料は、【A-1：剥離性】試験において塗膜剥離剤塗付作業（腹板面）終了後、直ちに採取
・試料採取位置は【C-1：粉じん発生量】の測定点に同じ
・臭気強度の判定は以下「6段階臭気強度表示法」（環境省）の区分による

臭気強度0：無臭
臭気強度1：やっと感知できるにおい
臭気強度2：何のにおいであるかがわかる弱いにおい
臭気強度3：楽に感知できるにおい
臭気強度4：強いにおい
臭気強度5：強烈なにおい

【E-2：塗膜剥離剤の安全な取扱いに対する取り組み】
・応募者が塗膜剥離剤の安全な取扱いのために取り組んでいる事項を記載

塗膜構成及び塗膜厚

◆新設時A塗装系試行橋梁(腹板)

	技術名称			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	技術名称			アクアリムーバーエコエ法	インバイロワン工法	エコクリーンバイオ	EPP(エコペイントピーリング)工法	ネオハクリ工法	ネオリバー泥パックエ法	バイオハクリX－WB	パントレ工法	ペリカンリムーバーアクアDX	リペアソルブS工法
	応募者名			菊水化学工業株式会社	インバイロワンシステム株式会社	ヤマダインフラテクノス株式会社	JFEエンジニアリング株式会社	株式会社ネオス	三彩化工株式会社	山一化学工業株式会社	好川産業株式会社・株式会社ソーラー	大伸化学株式会社	三協化学株式会社
腹板	①常温	カット式膜厚計(エッチングプライマーは含まず)5点平均値(μm)	第1層	93	139	95	129	81	124	113	150	120	131
			第2層	28	49	43	32	44	47	46	26	29	27
			第3層	29	42	26	31	23	28	22	18	34	46
			第4層	38	34	37	48	40	29	34	43	41	28
			第5層	47	49	52	45	42	35	37	33	41	36
			第6層	6	18	38	5	44	16	22	16	31	22
			合計	241	331	290	289	274	278	273	285	296	290
		応募者測定		263	331	298	322	296	349	330	345	342	316
	②低温	カット式膜厚計(エッチングプライマーは含まず)5点平均値(μm)	第1層	112	89	118	138	107	130	89	97	104	138
			第2層	32	36	32	28	47	54	46	54	44	37
			第3層	20	29	18	29	17	32	24	18	40	40
			第4層	37	37	33	37	42	27	31	29	47	29
			第5層	38	46	40	28	37	29	28	41	61	38
			第6層	20	26	17	23	25	10	24	25	25	16
			合計	259	263	259	284	275	283	242	264	321	298
		応募者測定		301	317	316	313	285	344	279	298	340	323

※異なる膜厚計(応募者は電磁式膜厚計)、測定箇所も異なることから、塗装厚(合計)に差異がある

※カット式膜厚計での値は、試験部位の四隅と中央の5点の測定値の平均

※電磁式膜厚計での値は、カット式塗膜計の測定付近で5回ずつ測定した値(5点×5回)の平均

塗膜構成及び塗膜厚

◆新設時B塗装系試行橋梁(腹板)

	技術名称			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	技術名称			アクアリムーバーエコ工法	インバイロワン工法	エコクリーンバイオ	EPP(エコペイントピーリング)工法	ネオハクリ工法	ネオリバー泥パック工法	バイオハクリX－WB	パントレ工法	ペリカンリムーバーアクアDX	リペアソルブS工法
	応募者名			菊水化学工業株式会社	インバイロワンシステム株式会社	ヤマダインフラテクノス株式会社	JFEエンジニアリング株式会社	株式会社ネオス	三彩化工株式会社	山一化学工業株式会社	好川産業株式会社・株式会社ソーラー	大伸化学株式会社	三協化学株式会社
腹板	①常温	カット式膜厚計5点平均値(μm)	第1層	104	99	94	93	103	94	105	100	100	88
			第2層	24	45	33	35	39	47	38	28	24	27
			第3層	49	21	28	37	39	28	49	33	29	21
			第4層	31	38	55	34	38	45	43	32	43	42
			第5層	58	17	16	29	26	26	24	29	22	17
			第6層	24	16	20	21	15	13	21	19	15	15
			第7層	95	111	91	89	87	120	87	120	111	107
			第8層	47	26	26	43	32	31	32	25	38	44
			第9層	29	49	33	28	27	41	36	42	25	21
			合計	461	422	396	409	406	445	435	428	407	382
		応募者測定値		データ不具合	428	365	395	420	430	456	416	399	408
	②低温	カット式膜厚計5点平均値(μm)	第1層	108	114	75	95	110	88	109	94	101	83
			第2層	29	37	31	42	27	42	37	32	31	32
			第3層	32	32	34	19	39	36	51	25	27	23
			第4層	49	57	36	30	48	47	30	37	45	35
			第5層	29	20	19	22	25	20	22	27	15	19
			第6層	22	17	13	14	12	15	20	15	16	14
			第7層	92	115	115	91	99	118	74	81	98	103
			第8層	45	31	37	31	43	35	37	12	32	49
			第9層	29	57	39	26	25	45	24	51	14	24
			合計	435	480	399	370	428	446	404	374	379	382
		応募者測定値		412	458	398	369	437	445	448	405	381	394

※異なる膜厚計(応募者は電磁式膜厚計)、測定箇所も異なることから、塗装厚(合計)に差異がある

※カット式膜厚計での値は、試験部位の四隅と中央の5点の測定値の平均

※電磁式膜厚計での値は、カット式塗膜計の測定付近で5回ずつ測定した値(5点×5回)の平均

橋梁・耐震補強の進め方について

資料２１

熊本地震を踏まえた耐震対策の課題

① 熊本地震で落橋したロッキング橋脚については、熊本地震（前震と本震の2度の大きな地震）と構造の特殊性から、これまでの対策では不十分で落橋の可能性が否定できない

② 緊急輸送道路の耐震補強は未だ不十分な状況（完了率※：78%）

③ 落橋した場合の影響が大きい高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋で落橋防止対策が一部未了

九州自動車道をまたぐ跨道橋の落橋
（県道小川嘉島線・府領第一橋）

橋梁の支承・主桁の損傷
（大分自動車道・並柳橋）

※完了率は、平成30年3月末時点

①ロッキング橋脚の耐震補強

高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚については、2019年度※までに耐震補強を完了を目指す

（約430橋　H30.3月末時点）
※対策完了目標年次

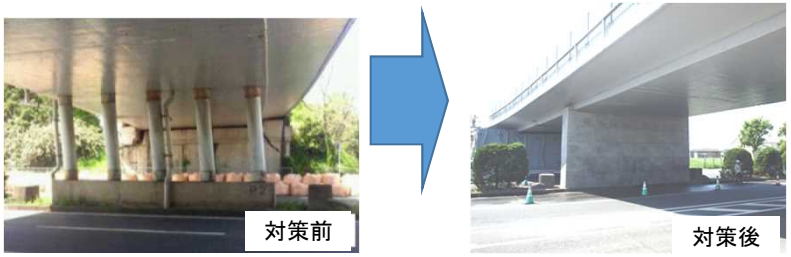

耐震補強の施工例

②緊急輸送道路の耐震補強の加速化

高速道路や直轄国道について、大規模地震の発生確率等を踏まえて、落橋・倒壊の防止に加え、路面に大きな段差が生じないよう、支承の補強や交換等を行う対策を加速化

・2021年度まで※：少なくとも発生確率が26%以上の地域で完了を目指す　※対策完了目標年次
・2026年度まで※：全国で完了を目指す

【支承補強の例】

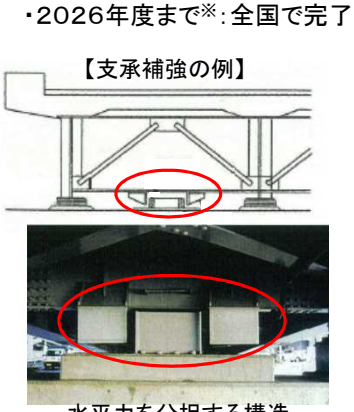

水平力を分担する構造

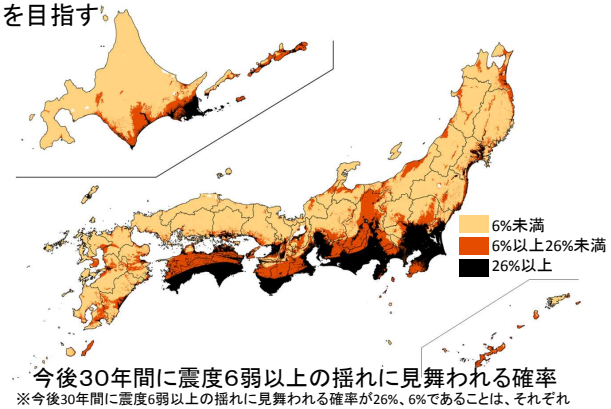

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率
※今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%、6%であることは、それぞれごく大まかには、約100年、約500年に1回程度、震度6弱以上の揺れに見舞われることを示す。
出典）全国地震動予測地図2016年版（地震調査研究推進本部）を基に作成

③高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋

高速道路や直轄国道をまたぐ跨道橋については、少なくとも落橋・倒壊の防止を満たすための対策を2021年度まで優先的に支援

（地方管理※：約230橋　H30.3月末時点）

※高速道路や直轄国道においては対策済み

跨道橋　　≪対策イメージ≫

【落橋防止構造】

【橋脚補強】

☆地方管理道路の緊急輸送道路についても①、②、③の対策を推進

H30.3月末時点

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	74%
国管理	82%
都道府県管理	79%
政令市管理	78%
市町村管理	67%
計	78%

※1　緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
※2　進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、
速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁。
なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は
全国で約99%
※3　原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

都道府県別の耐震補強進捗率（直轄国道）

H30.3月末時点

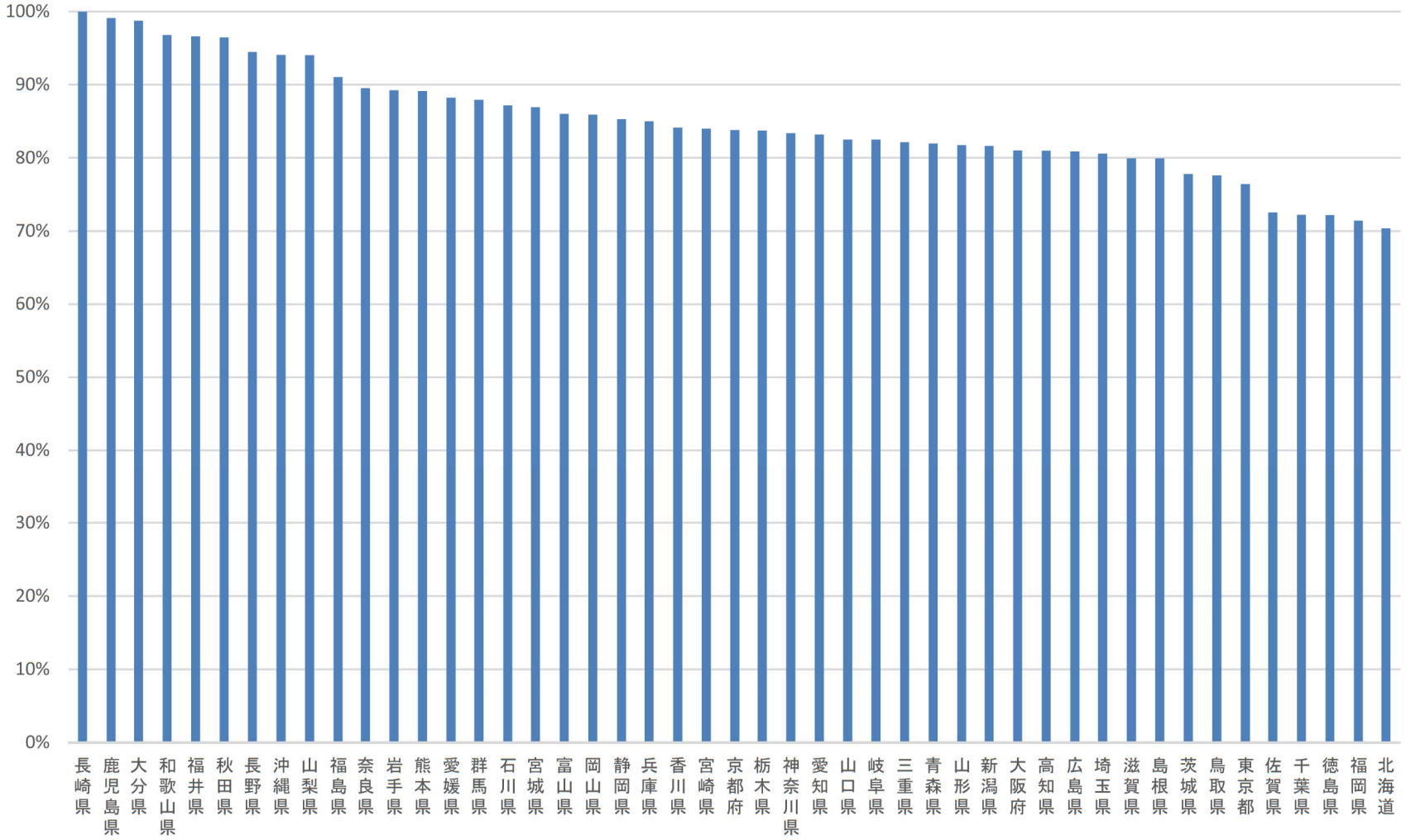

※1　緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
※2　進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
※3　原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路（都道府県・政令市管理道路）の耐震補強進捗率

H30.3月末時点

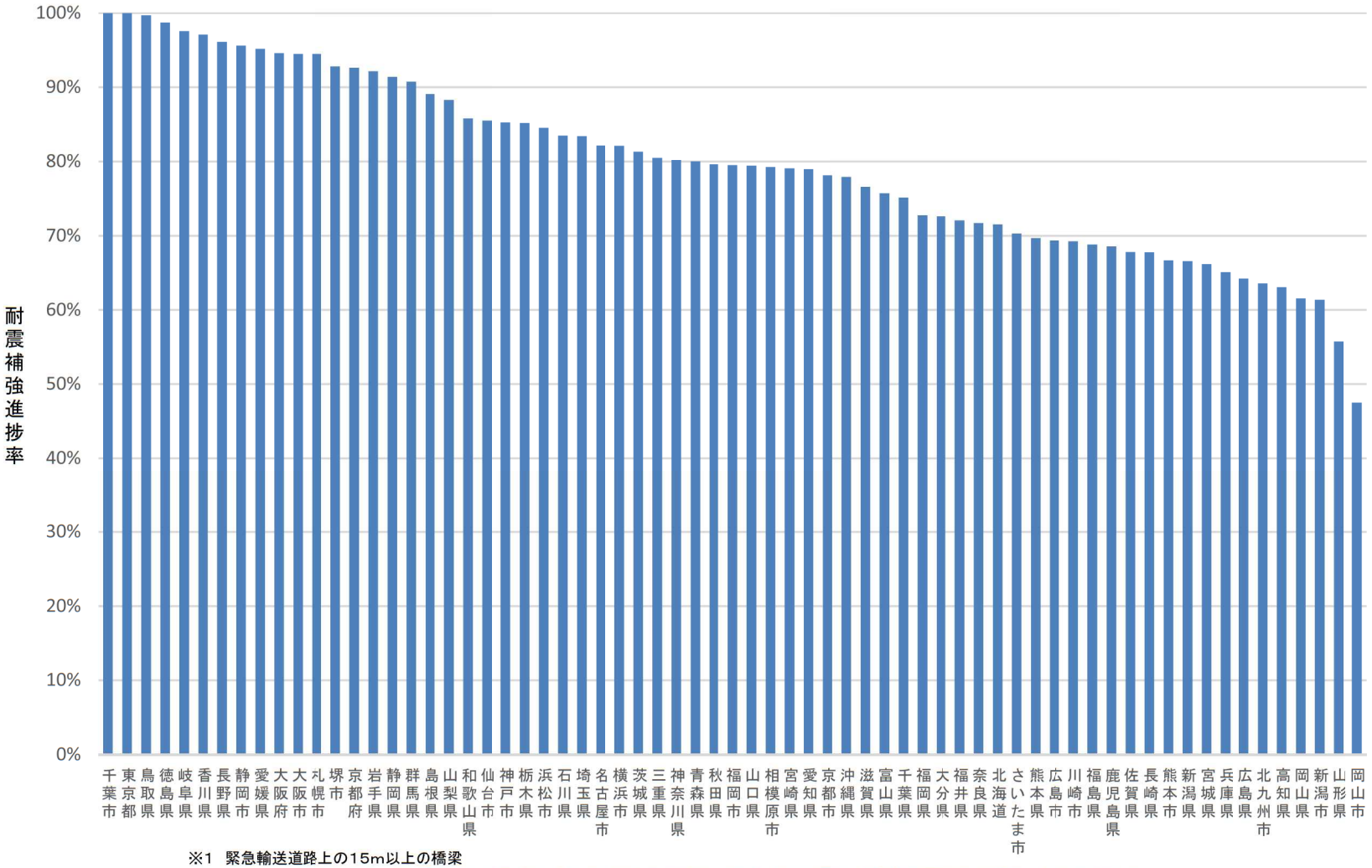

※1　緊急輸送道路上の15m以上の橋梁

※2　進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
　　なお、落橋・倒壊等の致命的な損傷に至らないレベルの耐震化率は全国で約99%

※3　原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率(高速)

H30年3月末時点

道路管理者	進捗率
高速道路会社管理	74%
東日本高速	79%
中日本高速	88%
西日本高速	59%
首都高速	98%
阪神高速	91%
本四高速	45%

※1　緊急輸送道路上の15m以上の橋梁
※2　進捗率は、兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の進捗率
※3　原則、単径間の橋梁は対策不要と整理

資料２２

事　務　連　絡
平成２８年3月１８日

各地方整備局
北海道開発局
沖縄総合事務局
　技術管理担当課長　様
　道路工事発注担当課長　様
　道路占用許可担当課長　様

大臣官房
　技術調査課　課長補佐
道路局
　路政課道路利用調整室　課長補佐
　国道･防災課道路保全企画室　課長補佐

舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法の徹底について

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じり合った排水については、「舗装の切断作業時に発生する排水の処理について」（平成 24 年３月 13 日付事務連絡）及び「舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理方法について」（平成 26 年１月８日付事務連絡）により、回収し適正に処理するよう通知しているところであるが、回収した当該排水の適正な処理方法について、下記に留意の上、適切に施工がなされるよう関係者に再周知されたい。

記

平成 26 年１月８日付事務連絡で通知したとおり、回収した当該排水の処理については、
・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む
こと等により適正に対応されたい。
また、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（請負業者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること」を必要とされており、その旨を特記仕様書等に明記すること。
さらに、国土交通省以外の者が施工する占用工事等については、適正な処理のために必要な廃棄物情報が、排出事業者から処理業者に対して適切に提供されるよう、事前協議の際の指導において徹底すること。
各地方整備局等におけるこれらの取り組み状況について、積極的に地方公共団体に周知すること。

（問い合わせ）
大臣官房技術調査課 事故分析係
道路局路政課 道路利用調整室 高度利用係
国道･防災課道路保全企画室 道路工事調整係

資料２３

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成３１年１月３１日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

３７の民間資格を新たに登録します！

～「平成30年度　公共工事に関する調査及び
設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省は1月31日付けで、国土交通省登録資格に37の民間資格を新たに登録します。第5回目の登録となります。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに251の資格を登録しています。

昨年11月に公募し、新たに登録した37の技術者資格は、既登録技術者資格とあわせて、国及び地方公共団体の業務発注時の総合評価落札方式において加点評価するなど、積極的に活用していく予定です。

■国土交通省登録資格について

①国土交通省登録資格の概要（参考）

⇒【別添１】参照

②登録資格一覧（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）

⇒【別添２】参照

【参考HP】

※１　公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程
（http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf）

※２　申請について
公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録申請の手引き
（http://www.mlit.go.jp/common/001259766.pdf）

※３　技術者資格制度小委員会について
（http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s201_gijyutsusyashikaku01.html）

【問い合わせ先】
国土交通省 大臣官房
技術調査課　課長補佐　矢野（内線22357）
係長　平岡（内線22358）
公共事業調査室　主査　福田（内線24297）
TEL 代表：03-5253-8111
直通：03-5253-8220（技術調査課）
03-5253-8258（公共事業調査室）
FAX 直通：03-5253-1536（技術調査課）

【別添1】

国土交通省登録資格の概要(参考)

1. 制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。

そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。

これまでに4回の公募を行い、全251資格が登録されていますが、今回新たに37資格を追加登録するものです。

国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

2. これまでの経緯等

○平成26年 6月　・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正
○平成26年 8月　・社会資本整備審議会･交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
(http://www.mlit.go.jp/common/001051826.pdf)
○平成26年11月　・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の告示
・技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
○平成26年11月　・公募開始（第1回）
○平成27年 1月　・登録資格の公表（第1回） 50資格を登録
○平成27年10月　・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(http://www.mlit.go.jp/common/001106474.pdf)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の3施設分野、社会資本ストックを建設するための「計画・調査・設計業務」の18施設分野等を拡充。
○平成27年10月　・公募開始（第2回）
○平成28年 2月　・登録資格の公表（第2回） 111資格を追加登録（計161資格）
○平成28年11月　・公募開始（第3回）
○平成29年 2月　・登録資格の公表（第3回） 50資格を追加登録（計211資格）
○平成29年11月　・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(http://www.mlit.go.jp/common/001211390.pdf)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の2施設分野、「計画・調査・設計業務」の1施設分野を拡充。
○平成29年11月　・公募開始（第4回）
○平成30年 2月　・登録資格の公表（第4回） 40資格を追加登録（計251資格）
○平成30年11月　・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」改正
(http://www.mlit.go.jp/common/001259849.pdf)
※技術者資格制度小委員会の議論を踏まえ、「点検・診断等業務」の2施設分野を拡充。
○平成30年11月　・公募開始（第5回）

（今回）

○平成31年 1月31日
・登録資格の公表（第5回） 37資格を追加登録し、計288資格に。

3.（参考）分野別登録資格数

総計　288資格

●維持管理分野（点検・診断等業務） ※H30年度一部拡充

施設等名	登録資格数					
	H27.1	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1（今回）	計
橋梁（鋼橋）	16	13	13	4	4	50
橋梁（ｺﾝｸﾘｰﾄ橋）	17	12	13	6	7	55
トンネル	5	13	8	3	1	30
舗装	－	－	－	9	1	10
小規模附属物	－	－	－	7	2	9
道路土工構造物（土工）	－	－	－	－	14	14
道路土工構造物（シェッド・大型カルバート等）	－	－	－	－	8	8
堤防・河道	－	0	0	4	0	4
砂防設備	1	1	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	3
下水道管路施設	―	1	1	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	1
公園（遊具）	0	4	0	0	0	4
土木機械設備	―	2	0	0	0	2
計	**50**	**49**	**37**	**36**	**37**	**209**

●計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数				
	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1（今回）	計
道路	3	3	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	3
河川・ダム	2	1	0	0	3
砂防	2	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	16
港湾	14	0	0	0	14
空港	1	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	1
都市公園等	2	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	13
宅地防災	－	－	1	0	1
建設環境	2	0	2	0	4
計	**62**	**13**	**4**	**0**	**79**

点検・診断分野における登録民間技術者資格

H31.1.31時点

○：登録区分

資格名	試験実施機関	橋梁（鋼橋）		橋梁（Co橋）		トンネル		土工		シェッカル		舗装		小規模附属物	
		点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断	点検	診断
RCCM（鋼構造及びコンクリート）	（一社）建設コンサルタンツ協会	○	○	○	○					○	○				
RCCM（トンネル）						○	○								
RCCM（道路）								○	○	○	○	○	○		
RCCM（地質）								○	○						
RCCM（土質及び基礎）								○	○						
RCCM（施工計画、施工設備及び積算）								○						○	○
上級土木技術者（橋梁）コースB	（公社）土木学会	○	○	○	○										
1級土木技術者（橋梁）コースB		○		○											
上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA		○	○	○	○										
上級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB		○	○	○	○										
1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースA		○		○											
1級土木技術者（鋼・コンクリート）コースB		○		○											
上級土木技術者（トンネル・地下）コースB						○	○								
1級土木技術者（トンネル・地下）コースB						○									
土木鋼構造診断士	（一社）日本鋼構造協会	○	○	○	○										
土木鋼構造診断士補		○		○											
コンクリート構造診断士	（公社）プレストレストコンクリート工学会			○	○	○	○			○	○				
プレストレストコンクリート技士				○											
コンクリート診断士	（公社）日本コンクリート工学会	○	○	○	○	○	○			○	○				
道路橋点検士	（一財）橋梁調査会	○		○											
道路橋点検士補		○		○											
舗装診断士	（一社）日本道路建設業協会											○	○		
一級構造物診断士	（一社）日本構造物診断技術協会	○	○	○	○										
二級構造物診断士		○		○											
インフラ調査士（橋梁）	（一社）日本非破壊検査工業会	○		○											
インフラ調査士（トンネル）						○									
インフラ調査士（付帯施設）												○		○	
構造物保全上級技術者	（一社）国際建造物保全技術協会				○										
構造物保全技術者				○											
土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会	○		○		○									
橋梁点検技術者	（独）国立高等学校専門機構	○		○											
高速道路点検診断士（土木）	（公社）高速道路調査会	○	○	○	○	○	○								
高速道路点検士（土木）		○		○		○									
主任点検診断士	（一財）阪神高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
点検診断士		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
都市道路構造物点検技術者	（一財）首都高速道路技術センター	○	○	○	○	○	○								
道守コース	国立大学法人長崎大学	○	○	○	○	○									
特定道守コース		○	○	○	○	○									
道守補コース		○		○		○									
橋梁点検士	国立大学法人名古屋大学	○		○											
橋梁診断士			○		○										
社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）	国立大学法人岐阜大学	○	○	○	○	○	○								
四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人愛媛大学	○	○	○	○	○	○								
社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人山口大学	○	○	○	○	○	○								
ふくしまME（基礎）	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会	○		○		○		○				○			
構造物の補修・補強技師	（一社）リペア会	○	○	○	○										
ブリッジインスペクター	国立大学法人琉球大学	○		○											
のり面施工管理技術者資格	（一社）全国特定法面保護協会							○	○						
道路標識点検診断士	（一社）全国道路標識・標示業協会													○	○
登録数 ： 延べ176資格		32	18	35	20	19	11	8	6	4	4	6	4	5	4

※ 上記の技術者資格は、担当技術者を対象とした資格である。

※ 赤字はH31.1.31追加登録

抜粋資料

資料２４

平成 29 年度決算検査報告に関する説明会資料

国土交通省大臣官房会計課

平成３１年１月９日

資　料　６

一般国道等の路面下空洞対策において、調査業務に要した費用について、指針等を整備することなどにより、占用企業者に応分の費用を求めるよう意見を表示したもの

１．　事業主体

国、地方公共団体（道、府、県、市、区、町）

２．　指摘内容

上水道管、下水道管等の路面下占用物件の老朽化が進む中、路面下占用物件の破損等が原因となる空洞や陥没の発生は今後も増加することが想定されており、空洞を発見するための調査業務は今後も引き続き多数実施されることが見込まれる。

このため、空洞を発見するために実施している調査業務に要した費用について占用企業者に対して応分の負担を求めるための指針等を整備して、これを技術事務所等及び道路の占用許可を行っている国道事務所等に対して周知することにより、国道事務所等が指針等に基づき関係者との合意形成を図り、占用企業者に応分の負担を求めるよう、また、地方公共団体に対して同様な助言をするよう意見を表示されたものである。

３．　改善措置

指摘の主旨を踏まえ、調査業務に要した費用について、占用企業者に負担を求めるための指針等をとりまとめ、技術事務所等及び国道事務所等に対して周知し、国道事務所等が関係者との合意形成を図った上で、占用企業者に負担を求めていく予定である。

資料２５

国道企　第　７５号
国道国技第２１２号
国道環　第　９７号
国道高　第３２８号
平成３１年２月２８日

各　都　道　府　県　道路事業担当部長　殿
各　指　定　市　道路事業担当部長　殿
各　市　町　村　道路事業担当部長等　殿

国土交通省　道路局

企　画　課　長

国道・技術課長

環境安全・防災課長

高速道路課長

定期点検要領の改定について

平成２６年６月２５日付国道企第２０号、国道国第７３号、国道環安第９号、国道高第５９号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・防災課、環境安全課、高速道路課から通知された定期点検要領について、今般これを改定しましたので通知します。

ついては、都道府県及び指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対して、本件の内容について周知頂きますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項（技術的な助言）に基づくものであることを申し添えます。

事　務　連　絡
平成３１年２月２８日

各　都　道　府　県　道路事業担当課長　殿
各　　指　　定　　市　道路事業担当課長　殿
各　　市　　町　　村　道路事業担当課長　殿

国土交通省道路局
企　画　課　　課長補佐
国道・技術課　　課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐
環境安全・防災課　　課長補佐
高速道路課
有料道路調整室　　課長補佐

定期点検の参考資料の策定及び道路橋等の定期点検業務積算資料
（暫定版）の改定について

平成３１年２月２８日付国道企第７５号、国道国技第２１２号、国道環第９７号、国道高第３２８号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記１．のとおり策定しましたのでお知らせします。

また、道路橋等の定期点検業務積算資料（暫定版）については、平成２６年８月４日付事務連絡により通知したところですが、そのうち、道路橋定期点検要領（平成３１年２月 国土交通省 道路局）および道路トンネル定期点検要領（平成３１年２月 国土交通省 道路局）に基づき実施する業務について、今般これを下記２．のとおり改定したのでお知らせします。

下記２．を参考とする場合は、業務規模や現地状況を考慮したうえで、使用してください。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

１．定期点検の参考資料
・特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成３１年２月）
・引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料（平成３１年２月）

・水中部の状態把握に関する参考資料（平成３１年２月）
・記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成３１年２月）
・記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成３１年２月）
・記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成３１年２月）

２．定期点検業務積算資料
・道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（平成３１年２月）
・道路トンネル定期点検業務積算資料（暫定版）（平成３１年２月）

以　上

事　務　連　絡
平成３１年２月２８日

各　都　道　府　県　道路事業担当課長　殿
各　　指　　定　　市　道路事業担当課長　殿
各　　市　　町　　村　道路事業担当課長　殿

国土交通省総合政策局
　公共事業企画調整課　　課長補佐
国土交通省道路局
　企　画　課　　課長補佐
　国道・技術課　　課長補佐
　国道・技術課
　　道路メンテナンス企画室　課長補佐
　環境安全・防災課　　課長補佐
　高速道路課
　　有料道路調整室　　課長補佐

新技術利用のガイドライン（案）及び
点検支援技術性能カタログ（案）の策定について

平成３１年２月２８日付国道企第７５号、国道国技第２１２号、国道環第９７号、国道高第３２８号により、国土交通省 道路局 企画課、国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課から通知された定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定しましたのでお知らせします。

都道府県及び政令指定都市におかれましては、貴管下地方道路公社に対しても送付願います。

記

・新技術利用のガイドライン（案）（平成３１年２月）
・点検支援技術 性能カタログ（案）（平成３１年２月）

以　上

国道国第２２５号
平成３１年3月２９日

各地方整備局　道路部長　殿
北海道開発局　建設部長　殿
沖縄総合事務局　開発建設部長　殿

国土交通省道路局

国道・技術課長

「国の定期点検要領について」の一部改正について

国が管理する道路における橋梁、トンネル等の定期点検要領については、「国の定期点検要領について」（平成２６年６月２５日付国道国防第７１号道路局国道・防災課長通達）により通知したところであるが、今般これを下記のとおり改正する。

記

・橋梁定期点検要領（平成２６年６月）を同（平成３１年３月）に改正する。
・道路トンネル定期点検要領（平成２６年６月）を同（平成３１年３月）に改正する。
・附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成２６年６月）を同（平成３１年３月）に改正する。
・シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成２６年６月）を同（平成３１年３月）に改正する。
・歩道橋定期点検要領（平成２６年６月）を同（平成３１年３月）に改正する。

以　上

事　務　連　絡
平成３１年3月２９日

各地方整備局　道路管理課長　殿
　　地域道路課長　殿
北海道開発局　道路維持課長補佐　殿
　　地域事業管理官　殿
沖縄総合事務局　道路管理課長　殿
　　道路建設課長　殿

国土交通省道路局
国道・技術課　課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項及び道路橋の
定期点検業務積算資料（暫定版）の策定について

平成３１年３月２９日付国道国技第２２５号により、国土交通省 道路局 国道・技術課から通知された国の定期点検要領に基づき定期点検を行う際、参考となる資料を下記のとおり策定したので周知する。

「トンネル等の定期点検にあたっての留意事項」は、各都道府県メンテナンス会議等を通じて、地方公共団体に情報提供されたい。

なお、道路橋の定期点検の積算基準については、設計業務等標準積算基準書「４－２橋梁定期業務等積算基準」に示されているところであるが、今般これを下記３．のとおり一部見直したので、当面の間これによられたい。

記

１．トンネル等の定期点検にあたっての留意事項

２．標準特記仕様書
【直轄】橋梁定期点検業務の標準特記仕様書（案）
【直轄】橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）

３．橋梁定期点検業務等積算基準（暫定版）（平成３１年３月）

以　上

トンネル等の定期点検にあたっての留意事項

１．　トンネル等の定期点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者（以下「知識と技能を有する者」という。）が行うこととされており、道路管理者は知識と技能を有する者に定期点検として、状態の把握及び健全性の診断を行わせなければならない。

２．　このため、道路管理者が知識と技能を有する者となって自ら定期点検を行うか、道路管理者が定期点検業務の発注者として、受注者の知識や技能及び点検方法等の技術提案を確認した上で定期点検を行わせるか、いずれかの方法で行うこととなる。

３．　なお、橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート等、門型標識及び横断歩道橋の点検にあたっては、各地方整備局等が実施している「橋梁初級Ｉ研修」や「道路構造物管理実務者（トンネル初級）研修」の受講者を自ら定期点検を行う場合の知識と技能を有する者として扱うことができる。

４．　受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ｉ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。

５．　受注者からの近接目視によらない点検方法の確認については、資料－４「新技術利用のガイドライン（案)」、資料－５「点検支援技術性能カタログ（案)」を参考とすることができる。

６．　トンネル等の健全性の診断結果については、道路管理者も責任を負うことになる。

事　務　連　絡
平成３１年３月２９日

各地方整備局　　道路管理課長　　殿
北海道開発局　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　道路管理課長　　殿

道路局　国道・技術課　　課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐

点検支援技術の活用について

点検支援技術については、平成３１年２月２８日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」にて通知したところであるが、各地方整備局等においては、平成３１年４月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討した上で実施されたい。検討の結果、点検支援技術を活用する場合は、次回以降の点検の効率化に向け、対象とする部位の選定の考え方や技術選定に関する所見を定期点検記録様式※に記録すること。

※定期点検記録様式は、橋梁では様式その５、トンネルでは様式E、シェッド・大型カルバートでは様式その５が該当

なお、今後点検支援技術について活用実績や活用効果、積算体系の構築等を目的とした調査を予定しているので、協力されたい。

（問合せ先）
道路局　国道・技術課　大場（37862、ooba-s8910@mlit.go.jp）
梱原（37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp）

事　務　連　絡
平成３１年４月２５日

各地方整備局　　道路管理課長　　殿
北海道開発局　　道路維持課長補佐　殿
沖縄総合事務局　道路管理課長　　殿

道路局　国道・技術課　　課長補佐
国道・技術課
道路メンテナンス企画室　課長補佐

点検支援技術活用に関する経費について

点検支援技術については、平成３１年２月２８日付事務連絡「新技術利用のガイドライン(案)及び点検支援技術性能カタログ(案)の策定について」及び平成３１年３月２９日付事務連絡「点検支援技術の活用について」にて通知したところであるが、点検支援技術を活用するにあたり必要な経費については、次の通り対応されたい。

・　各地方整備局等においては、平成３１年４月以降に実施する定期点検にあたり対象となる施設について点検支援技術を活用した効率化方策を検討し、点検支援技術を活用する場合は必要な経費は適切に計上されたい。

（問合せ先）
道路局　国道・技術課　大場（37862、ooba-s8910@mlit.go.jp）
梱原（37855、sugihara-m85aa@mlit.go.jp）

事　　務　　連　　絡
平成３１年　３月２９日

資料２６

北海道開発局
　事業振興部
　　都市住宅課長　殿
　建設部
　　河川計画課長　殿
　　道路建設課長　殿
　　道路維持課長　殿
　　地域事業管理官　殿
各地方整備局
　建政部
　　都市整備課長　殿
　　都市・住宅整備課長　殿
　河川部
　　河川計画課長　殿
　　地域河川課長　殿
　道路部
　　路政課長　殿
　　道路計画（第一）課長　殿
　　地域道路課長　殿
　　道路工事課長　殿
　　道路管理課長　殿
各地方運輸局
　鉄道部
　　技術（第一）課長　殿
内閣府沖縄総合事務局
　開発建設部
　　河川課長　殿
　　道路建設課長　殿
　　道路管理課長　殿
　　建設産業・地域整備課長　殿
　運輸部
　　車両安全課長　殿
各高速道路会社
　　担当課長　殿
各指定都市高速道路公社
　　担当課長　殿

都市局
　　市街地整備課　　企画専門官
　　街路交通施設課　企画専門官
　　公園緑地・景観課緑地環境室　課長補佐
水管理・国土保全局
　　治水課　　課長補佐
　下水道部
　　下水道事業課　　課長補佐
道路局
　　路政課　　課長補佐
　　国道・技術課　　課長補佐
　　環境安全・防災課　課長補佐
　　高速道路課　　課長補佐
鉄道局
　　施設課　　課長補佐

「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に
関する申し合わせ」等の再徹底について

　鉄道委託工事を行う場合の透明性確保については、平成２０年１２月２５日付け「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下、「申し合わせ文書」という）等に基づき、取り組まれているところであるが、平成２９年度「道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保に関する調査」の結果において、「資料の提出なしまたは不足」とされている工事についてその理由等の詳細を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

・事業実施主体が鉄道事業者に資料の提出を求めていない
・事業実施主体と鉄道事業者双方の協議、調整等が十分に行われていないこと等により、事業実施主体の必要とする資料が提出されていない

　また、事業の透明性を確保することは重要な課題であり、今後とも重点的に取り組む必要があるが、近年の会計検査院の実地検査において、請負金額の「一式」計上の詳細が示されていないことについて、質疑や講評で言及されている状況にあり、今後、検査報告での指摘等につながる可能性もあることから、より一層の事業の透明性確保や説明責任が求められる。

このため、別添１から別添３のとおり、申し合わせ文書等の運用について、改めて周知するので、再徹底されたい。

本取り組みにあたっては、鉄道委託工事に係る地方連絡会議を活用し実施されたい。

なお、各地方整備局、北海道開発局においては、貴管内の都道府県、政令市へ本文書を参考までに送付されたい。また、都道府県を通じて、公社及び市町村へも参考送付されるよう、あわせて依頼する。

各地方運輸局、内閣府沖縄総合事務局運輸部においては、申し合わせがなされた鉄道事業者に対しても周知されたい。

別添１

申し合わせ文書等の運用について

１．資料の不足や不備等が見受けられたことから、申し合わせ文書、及び別添２に示す平成２０年度「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議 WG 議事録」（以下、「WG 議事録」という）に従い、事業実施主体と鉄道事業者が必要かつ十分な協議、調整等を行った上で、以下のとおり対応を徹底するものとする。

１）「工事施行協定締結時」、「年度協定締結時」においては、協定書において必要な資料の添付について定めるものとする。また、鉄道事業者は、工事施行協定締結時に添付される資料の内容について、その精度に応じた根拠を説明するものとする。

２）原則として「鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時」、「各年度協定に係る概算払い時」においては、鉄道事業者は事業実施主体に必要な資料を提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

３）「各年度協定の精算時」においては、事業実施主体は鉄道事業者から提出された資料により、請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行うものとする。

４）事業実施主体及び鉄道事業者は、上記１）～３）における資料について、取扱い、管理を適切に行うものとする。

２．各段階において添付・提出する資料の内容が重複するなどの理由から、事業実施主体と鉄道事業者との協議、調整等により、申し合わせ文書における各種資料について、鉄道事業者が事業実施主体に既に提出した資料で代用する場合には、鉄道事業者は事業実施主体に対し、その旨を記した上で、関係資料を提出するものとする。

３．申し合わせ文書の別紙資料のうち、請負金額内訳書及び請負金額内訳明細書の例を別添３に再掲する。申し合わせ文書及びＷＧ議事録に従い、橋梁の上下部工事や架設工事、橋梁の点検業務をはじめとする全ての工事や業務について、申し合わせ文書の別紙３と同等の資料を事業実施主体に原則としてすみやかに提出するものとする。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

別添２

平成２０年度　鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との
調整会議 WG 議事録（再掲）

参加者

ＪＲ北海道　工務部　専任部長兼管理課長
ＪＲ東日本　建設工事部　次長（企画）
ＪＲ東海　　建設工事部　次長
ＪＲ西日本　建設工事部　担当部長（企画）
ＪＲ四国　　工務部　保線課長
ＪＲ九州　　施設部　企画課　担当課長
ＪＲ貨物　　保全工事部　副部長
ＪＲ貨物　　用地部　副部長
（社）日本民営鉄道協会　土木部会長
国土交通省　都市・地域整備局　街路交通施設課　整備室長
国土交通省　河川局　治水課　企画専門官
国土交通省　道路局　国道・防災課　企画専門官
国土交通省　道路局　路政課　課長補佐
国土交通省　鉄道局　施設課　課長補佐

本調整会議 WG において、下記の事項を確認した。

１．国土交通省と JR７社ならびに民鉄協加盟各社は、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ（平成２０年１２月２５日）」に基づいた取り扱いを実施するものとする。

２．透明性に関する申し合わせ１．１）工事施行協定締結時における「工事費の総額が増額となるような工事内容の変更が生じた場合」とは、増額とはならなくとも工法等の変更により工事内容に大幅な変更が生じる場合や工期延伸等も含むものであり、具体の変更の有無については、相互に協議して定めるものとする。

３．透明性に関する申し合わせ１．１）工事施行協定締結時について、添付される資料の内容については、その時点で入手可能な計画・設計等に基づく精度でよいものとし、その精度に応じた根拠については説明するものとする。また、管理費が、積み上げ計算の場合、「内訳書」は工事施行協定に添付しない。ただし、別途、鉄道事業者は事業実施主体へ内訳書を提出する。

４．　透明性に関する申し合わせ１．２）年度協定締結時について、複数年度に跨る委託工事においては、２年度目以降の年度協定は原則として年度当初に締結するものとする。

５．　透明性に関する申し合わせ１．３）鉄道事業者の請負契約締結後及び請負契約完了時について、鉄道事業者は原則としてすみやかに関係資料を提出する。ただし、具体の提出時期、方法は事業実施主体との協議において定めるものとする。

６．　透明性に関する申し合わせ１．４）「各年度協定に係る概算払い」において、概算払いにおける前渡金相当額（協定額の４割まで）については、出来高予定調書の提出を要しないものとする。

７．　透明性に関する申し合わせ１．１）～５）における「同等の資料」とは、別添資料（例）と同等の内容であることを意味し、資料の様式については任意とすることができる。

８．　透明性に関する申し合わせ１．１）～５）における資料について、事業実施主体及び鉄道事業者は当該資料の取扱い、管理を適切に行うものとする。

９．　透明性に関する申し合わせ４．における調整会議については、委託工事に係る次の項目等について継続的に意見交換・調整等を行う。

１）透明性通達に基づく協定等締結の徹底について
２）国の会計制度の周知について（概算払いの適正化、消費税の取り扱い）
３）鉄道事業者発注の請負契約にかかる入札方式について
４）請負契約にかかる積算基準について
５）施工管理について
６）協議の迅速化に向けた取り組みについて
７）事務費の定率化について
８）国、地方公共団体による直接請負発注の可能性について

なお、「申し合わせ」および「本議事録」は、上記１）及び２）の項目に」ついて、国土交通省と鉄道事業者が確認したものである。

１０．透明性に関する申し合わせ５．における地方連絡会議について、構成、連絡調整事項等については別添３を参考とするが、詳細については必要に応じ別途調整する。

なお、本地方連絡会議は、委託工事全般に渡る共通事項について、連絡、調整を図るものとし、共通事項とならない個別案件については、別途関係当事者間で調整を行うこととする。

別添3

公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ（平成20年12月25日） 別添資料
別紙3 請負契約締結時及び精算時の資料例（再掲）

(3) 請負金額内訳書(その1)

金 0,000,000,000 円也

○○○○○○○○○○○新設他 請負金額

内 訳

名称	工事種類	単位	数量	単価	金額	摘要
	架道橋	式	1	0,000,000,000	0,000,000,000	
	小 計				0,000,000,000	
	取引に係る消費税等				0,000,000,000	
	合 計				0,000,000,000	

上記のとおり。
平成○○年○○月○○日

○○都○○区○○ ○丁目○番○号
○○旅客鉄道株式会社
契約責任者
○○○○ ○○ ○○ 殿

東京都○○区○○ ○丁目○番○号
○○建設株式会社
代表取締役社長 ○○○○
上記代理人
東京都○○区○○ ○丁目○番○号
○○建設株式会社 東京支店
支店長 ○○○○

請負金額内訳書(その2)

※明細書を添付しない場合

金　0,000,000,000　円也

○○○○○○○○○○○新設他　　請負金額

内　訳

番号	資産種目 経営科目 工種コード	名称・工事等種別	単位	数量	単価	金額	記事
【受託工事勘定】							
1	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
2	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(親杭式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
3	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	薬液注入工	m3	0	00,000	00,000	
4	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	コラムジェット工	m	0	00,000	00,000	
5	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	簡易工事桁仮設	t	0	00,000	00,000	
6	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	線路防護網	m	0	00,000	00,000	
7	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車停止装置仮設	式	0	00,000	00,000	
8	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車接近警報器仮設	式	0	00,000	00,000	
9	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	計測工設置	式	0	00,000	00,000	
小計						0,000,000	
消費税等						0,000,000	
合計						0,000,000	

例

(4)　請　負　金　額　内　訳　明　細　書

番　　号	○○工　○○　第 ○○○○　号
件　　名	○○○○○○○○○○○○○新設

会 社 名	○○建設㈱東京支店
作 成 者	○　○　○　○
連 絡 先	○○○－○○○－○○○○
作 成 日	平成○○年○○月○○日

例

処理番号　T0071－00　　〔　内　訳　明　細　書　①　〕

工事番号　○○工　○○　第 0000 号

工事件名　○○○○○○○○○○○新設他　　請負金額　0,000,000,000 円

工事種類名称	内訳工種	単位	数量	単価	金額	適用
架道橋	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	壁㎡	0.0	0,000	00,000	
	鋼製土留工(親杭式)仮設	壁㎡	0.0	0,000	00,000	
	薬液注入工	㎥	0.0	0,000	000,000	
	コラムジェット工	m	0.0	00,000	000,000,000	
	簡易工事桁架設	t	0.0	00,000	00,000,000	
	線路防護網仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	工事用列車停止装置仮設	式	0	000,000	000,000	
	工事用列車接近警報器仮設	式	0	0,000	000,000	
	計測工設置	式	0.0	0,000	00,000	
	仮囲い工仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	仮設桟橋工仮設	㎡	0.0	00,000	000,000	
	作業ヤード仮設	㎡	0.0	00,000	000,000	
	作業構台仮設	㎡	0.0	0,000	00,000	
	仮通路仮設	㎡	0.0	0,000	00,000	
	空頭支障防護工仮設	箇所	0		000,000	
	計				0,000,000,000	

道路の点検等に係る地方債について（情報提供）

国土交通省

資料２７

- 公共施設の点検及び調査等（以下「点検等」）に要する経費については、地方財政法第5条第5号の経費に該当するものとして、地方債の対象とすることが可能。
  ※詳細については、「道路の点検等に係る地方債について」（H26.3.31付　道路局総務課長、環境安全課長通知及びH26.3.31付　道路局総務課、環境安全課事務連絡）を参照。
- 工事の着手が**翌々年度**となってしまう場合は、合理的な理由他があれば対象とすることが可能。
  ※総務省自治財政局地方債課「地方債についての質疑応答集」より

「地方債についての質疑応答集」の改定内容（抜粋）　平成31年4月版　（赤文字が追加）

Q1-7　詳細な点検・調査等を実施した後、設計・工事に着手する前に、土地の所有者や関係機関との調整が必要となるため、工事の着手が点検・調査等の**翌々年度以降**となってしまう場合には、当該点検・調査等に要する経費は地方債の対象とはならないのですか。

A1-7　建設事業を実施するために直接必要と認められる点検・調査等に要する経費について、原則として、当該年度又は翌年度に建設事業が行われるものが地方債の対象となりますが、例えば、

① 建設事業を実施する公共施設等と交差する施設の管理者である、河川管理者、高速道路会社、鉄道会社など第三者との通行規制・修繕の時期や方法等に係る協議に時間を要する
② 詳細設計及び工事に当たって、国土技術政策総合研究所や地方整備局などの国の機関や学識経験者、都道府県など第三者に助言を求め、当該助言を踏まえた設計等に時間を要する
③ 工事を実施するに当たり、十分な準備期間の確保を図る必要がある

など、やむを得ず**翌々年度以降**となってしまう合理的な理由があり、建設事業の時期が各種計画に明記されているなど、当該点検・調査等に基づいて事業を実施することが確実と見込まれる場合には、対象とすることができます。起債の協議等に当たっては、点検・調査等が建設事業と一体的であることを確認できるよう説明を行う必要があります。

点検受注者の知識や技能の確認について（情報提供）

国土交通省

資料２８

「トンネル等の定期点検に当たっての留意事項」抜粋

（H31.3.29付け事務連絡　国道技術課課長補佐から各地整道管課長、地道課長あて）

４．受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋ﾒﾝﾃﾅﾝｽ技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。

具体的な仕様書記載例

【直轄の例】
橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）　抜粋

２．担当技術者

１）本業務に従事する「担当技術者」は、次の何れかの資格等を満たさなければならない。なお、担当技術者は、次項３．で示す「橋梁診断員」を兼ねることができる。

①.技術士(総合技術監理部門－建設、又は、建設部門)

②.博士（工学）（専門分野：橋梁に関する研究）

③.国土交通省登録技術者資格（※１）（施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：診断）、又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：診断）

※１：「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

URL：ttp://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

【地方自治体の事例】
地方自治体における橋梁点検業務の特記仕様書から抜粋

（１）橋梁点検員

橋梁点検員は、点検作業班を総括し、安全管理に留意して、各作業員の行動を把握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。橋梁点検員は損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有するものとする。

（略）

オ　「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格のうち、橋梁（鋼橋）の点検業務及び橋梁（コンクリート橋）の点検業務を対象とした資格を有するものであること。